

高知大学

目 次

I	認証評価結果	2-(30)-3
II	基準ごとの評価	2-(30)-4
	基準1 大学の目的	2-(30)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(30)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(30)-9
	基準4 学生の受入	2-(30)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(30)-18
	基準6 教育の成果	2-(30)-27
	基準7 学生支援等	2-(30)-30
	基準8 施設・設備	2-(30)-34
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(30)-36
	基準10 財務	2-(30)-39
	基準11 管理運営	2-(30)-41
<参 考>		2-(30)-45
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(30)-47
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(30)-48
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(30)-50
iv	自己評価書等	2-(30)-58
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(30)-59

I 認証評価結果

高知大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 理学部と農学部を大学科制に改組して、学生の進路選択の幅を広げた。
- 全教員に「総合的活動自己評価」を義務づけている。
- 医学部医学科の入学試験（AO入試・3年次学士入学試験）で、態度・習慣領域評価を採用して、幅広い人材を発掘する努力を重ねている。
- 「防災インストラクター」認定科目を創設して、充実した防災教育を実施している。
- 人文学部のSOULSなどオンライン学習システムを活用して、学生と教員、学生相互のコミュニケーションを活発にすることで、授業時間外での学習を効果的に行い、単位の実質化を図っている。
- 農学部においては、高知県の特色である豊かな自然環境と自然災害も多いという地域に関連するフィールド型授業が多く開設されている。
- 総合情報センター(図書館)及び総合研究棟自学自習室が、夜間及び土曜・日曜にも利用可能となっていること、各研究科において、学生が院生共同研究室内あるいは所属研究室内に個人用スペースをもっていることなど、学内で自主的な学習を行いやすい環境が整えられている。
- 平成16年度文部科学省現代GPに採択された「課題探求能力育成型インターンシップの開発ーコラボレーション型インターンシップ(CBI)授業システムの全学導入ー」において、企業との密接な協力関係の下、きめ細かい学生指導が行われている。
- 平成19年度に「コラボ考房と2つの道場が育む自律型人材」が文部科学省学生支援GPに採択され、自発的な活動の場の提供及び、教員と社会人による教育的支援を行う「準正課システム」の構築を進めている。
- 全学FDフォーラム実行委員会、総合情報センター利用者協議会に学生を委員として加えるとともに、学生を主体とする共通教育学生委員会において、学習支援ニーズを把握する体制をとっている。
- 学生が学生をサポートするS・O・S (Students' Organization for Self-help and Official support) システムを大学が発足させ、学生グループの申請による自主的なピア・サポート活動を認定して活動を支援している。
- 総合情報センター(図書館)、総合研究棟、講義室、演習室などに、極めて多数の情報コンセントを設備し、教育研究に有効に活用されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育学研究科教科教育専攻10専修のうち1専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成20年1月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。
- 大学院博士後期課程においては、入学定員超過率が高い。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

平成 15 年 10 月に旧高知大学と旧高知医科大学との統合によって発足した高知大学は、新たに学則を制定している。その学則の第 1 条に、当該大学の目的は、「教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定められている。

中期目標において、教育（人材養成）、研究、地域・社会貢献、国際貢献について具体的な基本目標を定め、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が定められている。

また、各学部等においても、それぞれの特性に応じて、目的、養成すべき人材像などを具体的に明確に学部規則等で定めて、履修案内、学内広報、大学ウェブサイトなどに公表している。

これらのことから、当該大学は、学則及び中期目標において、全学的にも、各学部等においても、目的は明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

高知大学学則及び中期目標の中で明確に定められている目的は、学校教育法第 52 条に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的については、大学院学則第 2 条において、「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること、及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献することを目的とする」と定めるとともに、中期目標においても、養成しようとする人材像を含めた教育の成果について目標を明記している。また、各研究科は、それぞれの特性に応じた教育目的を研究科規則に定めている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学は、大学の目的・目標等を『高知大学概要』、『高知大学案内』、各学部パンフレット及び大学ウェブサイト公表しており、4つのC（Chance、Challenge、Change、Create）をキャッチフレーズとして、周知に努めている。

これらのことから、大学の目的が大学の構成員に十分周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該大学の目的が、『高知大学概要』、『高知大学案内』や各学部パンフレットや大学ウェブサイトなどで社会に広く公表されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、「地域における国立大学」（地域の中核的総合大学）として、人文科学・社会科学・自然科学・生命科学にわたる総合的学識と深い専門的学識を身に付け、かつ人間性、社会性に富み活力ある人材の育成に努めるとともに、基礎科学と応用科学の領域横断的研究を通じて社会に貢献することを教育研究の目的としている。これらの目的を達成するため、人文学部、教育学部、理学部、医学部、農学部の下に、それぞれ学科あるいは課程を置いている。

さらに、平成 19 年度から理学部と農学部を改組している。理学部は基礎と応用という学科の特徴を明確にし、新しい教育研究分野に対応するために、数理情報科学科、物質科学科、自然環境科学科の 3 学科から理学科、応用理学科の 2 学科に再編している。農学部は、食料問題や資源・環境問題等の多様化する社会の課題に対応し農学の使命を果たすため、これまでの農林水産業の区分けに基づいていた 5 学科構成を、課題解決のための総合科学という観点から 1 学科 8 コースに再編している。これらの改組により、学生の進路選択の幅が広がり、また新たな課題への対応とともに学生のニーズに応える教育プログラムの構築が可能になっている。

これらのことから、当該大学の学部、学科・課程の構成は、平成 19 年度における理・農両学部的大幅な改組により、目的を達成する上で、より一層適切なものに改善されたと判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学の学部教育におけるカリキュラムは、基軸科目、教養科目、基礎科目、専門科目の 4 つの科目群によって構成されている。これらのうち、基軸、教養、基礎の 3 つの科目群が教養教育に相当し、これを「共通教育」と呼んでいる。

共通教育は、学長指名による共通教育主管のもと、共通教育委員会において、実施組織及び管理運営、予算及び施設設備、カリキュラム編成と担当教員の配置、成績評価、将来計画、広報等について審議することによって企画・実施され、円滑に運営されている。

共通教育に係る重要事項については、教務・専門教育委員会や教育研究評議会に諮られている。

さらに、共通教育のあり方並びに実施状況について自ら点検及び評価を行うために、共通教育自己点検評価委員会を置き、評価結果を公表するとともに改善策を提言している。

共通教育委員会の下に教員の教育能力の向上を図るための F D 部会、学生や教員向けの広報を行う広報部会等を設置している。

医学部医学科では、前身の高知医科大学時代から段階的に導入された独自の 6 年一貫教育の KMS コア

カリキュラムを、平成 16 年度から実施し、専門科目と一体となった教養教育を展開している。

農学部は、1 年次の教育を朝倉キャンパスで受けている。医学部医学科の学生は 1 年次から岡豊キャンパスで教育を受けているが、平成 20 年度から一部は朝倉キャンパスでの教育を予定している。また医学部看護学科の学生は 1 年次の教育の一部を朝倉キャンパスで実施している。

これらのことから、教養教育の実施体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、高度専門職業人の養成を図るとともに、総合的な学術研究基盤を維持発展させ、自然、文化などの地域特性を活かした研究を推進し、特定の分野においては、先端的で国際的な教育研究拠点を形成することを目的としている。

これらの目的を達成するため、上記の各学部と対応して、人文社会科学研究科、教育学研究科、理学研究科、医学系研究科、農学研究科に修士課程（博士前期課程）を設置している。医学系研究科には博士課程、理学研究科には博士後期課程を設置するとともに、後期 3 年博士課程を持つ黒潮圏海洋科学研究科（独立研究科）を設置している。

さらに、愛媛大学及び香川大学とともに愛媛大学大学院連合農学研究科（博士課程）を構成している。

なお、平成 20 年度から大学院の改組を行い、現行の 6 研究科を総合人間自然科学研究科の 1 研究科体制に移行することが決まっている。

これらのことから、当該大学の研究科及びその専攻の構成は、大学院の教育研究目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学には、全学的な教育研究施設として総合教育センター、総合研究センター、国際・地域連携センター、総合情報センター（図書館）及び保健管理センターと全国共同利用施設の高知大学海洋コア総合研究センターが設置されている。

総合教育センターは、大学教育創造部門、入試部門、キャリア形成支援部門及び修学・留学生支援部門を組織して、当該大学における全学教育に必要とされる人間的資質及び能力の養成に必要な教育プログラム等の研究・開発・試行を行い、学部・大学院・その他関連する組織等と協働し、教育活動をサポートする役割を担っている。

総合研究センターと総合情報センター（図書館）、国際・地域連携センター、全国共同利用施設の高知大学海洋コア総合研究センター等は、当該大学の教育を推進・支援し、高度な研究を推進・支援するとともに、産学連携及び国際協力、学術情報の収集・検索・集積を横断的にサポートする役割を効果的に果たしている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が当該大学の目的を達成する上で適切なものとなってい

ると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

当該大学は、教育研究評議会を設置して、全学の教育研究に係る重要事項を審議している。平成 18 年度においては6回開催している。

また、各部局教授会及びセンター連合教授会を設置して、教育研究評議会からの委任事項並びに当該部局の教育研究に関する重要事項を審議している。平成 18 年度の開催頻度は部局により異なるが、8回から23回である。

教育研究評議会は、審議結果を議事要録としてウェブサイトで速やかに学内外に公開している。部局教授会の議事要録は、ウェブサイトでは公開されていないが、学内関係者に周知されている。

これらのことから、教育研究評議会、各教授会等が教育活動に必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

当該大学には、全学的視点で教育課程や教育方法等を検討する全学的組織として、理事（教育担当）のもとに、学部教育については教務・専門教育委員会、大学院教育については大学院教務委員会が置かれている。

平成 18 年度、教務・専門教育委員会と大学院教務委員会は、それぞれ8回と3回開催され、議事内容は当該委員会構成員を通じて学内関係者に周知されている。

また、各部局においては学務（教務）委員会を置き、各学部及び各研究科の教育課程や教育方法等に関して検討している。各部局の学務（教務）委員会は、ほぼ月1回の頻度で開催されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を、全学レベルと部局レベルで検討する組織が適切な構成となっており、実質的な審議が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 理学部と農学部を大学科制に改組して、学生の進路選択の幅を広げた。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

当該大学は、中期目標に、教育（人材養成）、研究、地域・社会貢献、国際貢献の4点について、具体的な基本目標を定めている。それらの目標を達成するため、教員組織編制の全学的な基本方針を制定し、学科・課程に講座・コースを設定している。

平成19年度から、学校教育法等の改正に対応して新教員組織編制へ移行している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

当該大学の専任教員は、学部又はセンター等に所属し、教授、准教授、講師、助教が共通教育も含めた主要な授業科目を担当している。非常勤講師は、必要に応じて任用計画を策定し採用しており、共通教育と専門教育科目を担当している。このほか、独自の取組として創設されたエルダープロフェッサー制度は、定年退職後も非常勤講師として一部の授業を担当し教育課程の充実に貢献しており、平成19年度には、15科目の授業を担当している。

各学部・研究科に配置されている教員は、人文学部：113人（専任81人、非常勤32人）、教育学部：95人（専任77人、非常勤18人）、理学部：90人（専任80人、非常勤10人）、医学部：430人（専任267人、助手5人、非常勤158人）、農学部：68人（専任62人、非常勤6人）、人文社会科学研究科：70人（専任70人）、教育学研究科：86人（専任86人）、理学研究科：博士前期課程94人（専任94人）、博士後期課程48人（専任48人）、医学系研究科：修士課程264人（専任264人）、博士課程242人（専任242人）、農学研究科：71人（専任71人）、黒潮圏海洋科学研究科：28人（専任28人）となっている。

当該大学において、学士教育及び大学院教育における各課程・専攻の教育を遂行するために必要な教員が確保されている。すなわち、学士課程では、教員1人あたりの学生数は平均8.1人、大学院課程では平均0.8人であり、少人数教育を実現している。また、共通教育については、全学出動体制としており、共通教育担当体制に基づき、その教育課程を遂行するために必要な教員が確保されている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりになっている。

- ・ 人文学部：81人（うち教授42人）
学生数1,403人、教員1人あたり17.3人
- ・ 教育学部：77人（うち教授46人）
学生数748人、教員1人あたり9.7人
- ・ 理学部：80人（うち教授39人）
学生数1,240人、教員1人あたり15.5人
- ・ 医学部：267人（うち教授50人）
学生数827人、教員1人あたり3.1人
- ・ 農学部：62人（うち教授30人）
学生数748人、教員1人あたり12.1人

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員43人（うち教授43人）、研究指導補助教員27人
学生数25人：指導教員1人あたり0.6人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員57人（うち教授52人）、研究指導補助教員29人
学生数70人：指導教員1人あたり1.2人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員56人（うち教授49人）、研究指導補助教員208人
学生数75人：指導教員1人あたり1.3人
- ・ 農学研究科：研究指導教員53人（うち教授35人）、研究指導補助教員18人
学生数113人：指導教員1人あたり2.1人

〔博士前期課程〕

- ・ 理学研究科：研究指導教員57人（うち教授45人）、研究指導補助教員37人
学生数178人：指導教員1人あたり3.1人

〔博士後期課程〕

- ・ 理学研究科：研究指導教員39人（うち教授34人）、研究指導補助教員9人
学生数30人：指導教員1人あたり0.8人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員52人（うち教授42人）研究指導補助教員190人
学生数162人：指導教員1人あたり3.1人
- ・ 黒潮圏海洋科学研究科：研究指導教員20人（うち教授16人）、研究指導補助教員8人
学生数26人：指導教員1人あたり1.3人

教育学研究科教科教育専攻の各専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成19年5月1日現在、教育学研究科教科教育専攻の次の専修において、必要とされる研究指導教員数（又は研究指導補助教員数）を下回っている。中には、この状況が長期にわたっている専修もある。

- ・理科教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・音楽教育専修：研究指導教員（教授） 1 人不足、研究指導補助教員 1 人不足
- ・美術教育専修：研究指導教員 1 人不足

このことは当該専攻の教育研究の目的を達成する上で支障があると考えられるが、一部は平成 19 年 10 月 1 日付け、平成 20 年 1 月 1 日付けで充員され、残りは平成 20 年 4 月 1 日付けで充員すべく手続きを進めている。

これらのことから、教育学研究科教科教育専攻において、教育研究の目的達成の上で、不十分な教員配置状況にあるものの、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

当該大学では、新規採用については原則として公募制を採っており、各学部等においては、年齢及び性別構成等に配慮した採用の審査を行っている。平成 18 年度には、女性教員 13 人、外国人教員 2 人を採用している。

任期制については、「国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則」を定め、それに則り医学部が全教員を対象に採用しており、理学部は新規採用の助教についてのみ適用している。また、学内共同利用施設においても一部で任期制が採用されている。その他の学部等は、その検討を行っているが、任期制の採用には至っていない。このように、任期制については、徐々にではあるが計画的に拡充しており、教員組織の活動をより活性化するために活用されている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

当該大学は、教員の採用基準や昇格基準を「国立大学法人高知大学教員選考規則」で定め、それに準じて、すべての学部等において採用基準及び昇格基準を明確に定めている。

学長を委員長とする「高知大学教員選考審査委員会」を設置して、全学的視点で教育研究の目的に沿った人材の確保に努めている。それらに基づき、すべての学部・学内共同利用施設等は、独自に教員選考規則を制定し、教員組織の編制を行っている。

採用時における教育指導能力の評価については、理学部・農学部では模擬授業を義務付けており、人文学部では必要に応じて面接時に模擬授業を実施している。また、昇格時の教育指導能力の評価については、人文学部では学生による授業評価アンケートや相互参観授業の実施結果等が活用されている。大学院課程における教育研究上の指導能力の評価については、基本的には学士課程と同様の取組が実施されている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学では、平成 17 年度（平成 16 年度は試行）より、総合的活動自己評価の実施が全教員に義務付けられており、教育活動の評価はその重要な柱の 1 つとなっている。同評価は、年度当初に各教員が、教育、研究、社会貢献、大学運営活動等ごとに活動計画を策定し、年度末にそれぞれの活動の自己評価を行うものである。あわせて、教員の各活動を総括表により数値化しており、自己評価の客観性を担保している。個々の教員の自己評価は、学内評価制度の統括及び管理を行っている高知大学評価本部の整理を経て、集計結果とともに個々の教員にフィードバックされている。同時に学部長等（それぞれの所属の長）に集約され、学部長等はそれを組織評価としてまとめ、それぞれの教育活動の改善に資している。

また、各学部の教務委員会・学務委員会や共通教育委員会において定期的に実施される学生による授業評価は、各教員にフィードバックされ授業改善に役立てられている。

さらに平成 16 年度からは、教育奨励賞の制度を設け、良い授業の奨励や共有化に結び付く取組を推進している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が自己評価と授業評価とで行われており、その結果把握された事項に対して適切な改善への取組が、個人並びに組織全体でなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学では、共通教育及び各学部の専門教育において、それぞれの教育の目的を達成するための基礎として、教育内容と関連する研究活動を行っている。そのことは、学部教育及び共通教育のシラバスと高知大学研究者総覧（大学ウェブサイト）や各部局等の各種研究業績報告書との照合によって証明される。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動がすべての部局等において行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学の教育を展開するために、学務・学生を担当する事務職員は、3 キャンパスで 85 人配置されており、教育支援活動に従事している。

また、技術職員は、理学部 2 人、医学部 11 人、農学部 7 人の合計 20 人が配置されて教育・研究・医療活動を支援している。

事務職員・技術職員の数は、決して十分ではないかもしれないが、現下の状況では、支援体制の強化はなかなか困難であろうと思われる。

TA等の教育補助者を活用しており、平成 18 年度では、大学院学生 461 人が採用され、学部教育及び共通教育において活用されている。なお理学部及び農学部において採用者が多い。例えば、理学部では、博士前期課程大学院生の約 70%がTAとして採用されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「高知大学教員選考審査委員会」を設置して、教員組織編制の基本方針に沿って、全学的視点で教育研究の目的に沿った人材の確保に努めている。
- 全教員に「総合的活動自己評価」を義務づけている。

【改善を要する点】

- 教育学研究科教科教育専攻10専修のうち1専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成20年1月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該大学の各学部及び大学院の各研究科とも、それぞれ特性を活かしたアドミッション・ポリシーが明確に定められており、学生募集要項等に記載・公表されている。

さらに、学部、学科、課程、コースごとにアドミッション・ポリシーを明確に定めて、大学案内、学生募集要項等の媒体を通じて公開するとともに、オープンキャンパス、進学説明会などあらゆる広報の機会を捉えて、志願者に周知するよう努めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該大学では、アドミッション・ポリシーに明示した、「求める学生像」に沿った学生を幅広く受け入れるべく、一般選抜でも入学者の募集単位ごとに、大学入試センター試験、個別学力検査、小論文、面接、実技、口頭試問などを組み合わせることで、学力を問う筆記試験のみならず、多面的な評価に基づく入学者選抜を実施している。

なかでも医学部医学科では、全受験者を対象とした個人面接による医学・医療に対する適性評価（一般選抜（前・後期））、当該大学独自の問題解決能力試験（一般選抜・後期）を実施している。さらにAO入試と3年次学士入学試験においては、1次選抜（学力試験等）で学力を担保した上で、上位者に2次選抜（態度・習慣領域評価。AO入試は9時間、3年次学士入学試験は3時間）を課し、2次選抜試験の結果のみにて合否判定を行っており、社会のニーズに応え得る人材を広い領域から発掘・選抜している。また平成20年度から推薦入学として地域枠10人を設定している。

研究科においては、各専攻とも複数の受験機会を保障し、選抜試験を年2回以上実施している。選考に際しては筆記試験、面接、口述試験、調査書等の成績を総合的に評価し合否を判定している。さらに、農学研究科（修士課程AAP特別コース）と黒潮圏海洋科学研究科（博士課程）では海外から留学生を受け入れるために、10月入学に対応した募集も行っている。

社会人特別選抜も全専攻において実施しており、入学後には教育方法の特例（夜間講義や集中講義など）や長期履修学生制度を設けることで社会人を広く受け入れることができるよう配慮している。特に教育学研究科では、3年以上の教職経験を有し、現に教職にある者又は教育関係機関の職員である者を対象とす

る現職教員特別選抜を設けている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学は、留学生、社会人、編入学生の受入については、学部及び研究科における学生受入方針に沿って行っている。

なお、人文学部、理学部、医学部において、3年次編入学を実施しており、その選抜の目的や学生受入方針は募集要項に記載して行っている。

これらのことから、留学生、社会人、編入学生に対しても、入学者受入方針に沿って適切な受入方法が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

当該大学では、学長を委員長とする全学入学試験委員会で、入学試験制度及び入学試験の実施に関する重要事項、並びに大学入試センター試験の実施に関する事項を審議決定している。

全学入学試験委員会の下に、入試企画実施機構会議が組織され、学生募集要項に関すること、学力検査等の実施に関すること、出題教員の組織編制に関すること及び入試情報提供に関することについて審議し、入試に関する全学的業務を担当している。また入試企画実施機構会議は総合教育センター入試部門とも連携をとり、これらを事務組織（学務部入試課）が支援している。

また、全学入学試験委員会の下に設置した判定資料作成専門委員会は、入学試験成績のコンピュータ処理、一般選抜の判定資料作成と各学部への提供を、その任務とし、その資料に基づき各学部教授会の審議を経て合否が決定される。各学部の入試委員会は、試験実施に関する総括及び連絡調整、学生募集要項の作成、学力検査の実施に関する事項、判定基準・選考原案の作成に関する事項等の検討と実施に当たっている。

大学院入試においては、大学院教務委員会が全学的業務を担い、これを学務部入試課が支援している。問題作成、採点、判定資料作成、合否判定等の業務は、研究科ごとに組織される委員会がその任にあたっている。

多くの学部、学科で採用されている面接試験においては、面接要領を定めている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施・責任体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

当該大学では、全学的組織として「入学者選抜方法研究委員会」（平成18年度から総合教育センター入試部門が機能を引き継いでいる）を設置して、毎年継続的に、入学者選抜方法に関連する問題点の抽出、分析、改善等について調査検討を行っている。

人文・教育・理・農の4学部では、これらの分析結果及び学生募集単位ごとの学生受入状況等を総合的に検討し、推薦入学定員の拡大など入学者選抜方法の改善に役立てている。

医学部では、各選抜方式による入学者の入学後における動向を追跡的に調査・分析し、抽出した問題点

の解決のための方策を構築することにより、選抜方法の改善を重ねている。医学部の入試において、AO入試による入学者選抜の有効性を検証し、その報告書を公表している。その結果を踏まえて、AO入試による入学定員を20人から30人へ増加させるという形で、選抜方法の改善に反映させている。こうした選抜方法の改善に関する一連の成果は全国レベルで高く評価され、平成18年に医学教育賞懸田賞（医学教育振興財団、日本医学教育学会）を受賞したことは特筆に値する。

また、毎年度当初に新入生意識調査を実施しており、入学前時点での当該大学に関する資料の収集法、オープンキャンパスへの参加状況、入学動機、AO入試に関する認識などについての状況分析を継続している。

一方、研究科においては、学部入試にあるような組織的な取組のための体制が整備途上にあり、近く予定される大学院改組計画と並行して、この点を改善すべく作業が進められている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が十分に行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成15～19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりになっている。（平成19年度に改組された理学部・農学部については、平成19年度の実施分、平成16年度に設置された黒潮圏海洋科学研究科については、平成16年度からの4年分）

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.08倍
- ・ 教育学部：1.07倍
- ・ 理学部：1.04倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 農学部：1.07倍

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：1.14倍
- ・ 教育学研究科：0.78倍
- ・ 医学系研究科：1.19倍
- ・ 農学研究科：0.80倍

〔博士前期課程〕

- ・ 理学研究科：1.00倍

〔博士後期課程〕

- ・ 理学研究科：1.36倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.10倍
- ・ 黒潮圏海洋科学研究科：1.12倍

理学研究科（博士後期課程）については、入学定員超過率が高い。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、大学院博士後期課程を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医学部医学科の入学試験（AO入試、3年次学士入学試験）で、態度・習慣領域評価を採用して、幅広い人材を発掘する努力を重ねている。

【改善を要する点】

- 大学院博士後期課程においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

当該大学の学士課程教育は、学則第1条に記された教育目的に則して、共通教育の基軸科目、教養科目、基礎科目と各学部専門科目によって編成されている。

共通教育の基軸科目は、初年次教育の位置づけを持ち、大学における学修に必要な基礎的能力を身につけることを目的とし、全学生必修としている。

教養科目は、学生が幅広く調和のとれた文化的素養や国際的視野を身につけることを目的とし、学生の問題意識に応じて履修できるように選択科目としている。

基礎科目は、学生が専門教育を履修するための基礎として必要な能力を身につけることを目的とし、学生の専門分野に応じて履修できるように選択科目としている。

学部教育の専門科目は、共通教育の基軸科目、教養科目、基礎科目で修得した教養や能力を踏まえて、より高度な専門能力を育成することを目的としている。各学部は、各々の教育目的や学部特性に即して専門科目のカリキュラムを編成し、学生が体系的に学習することができるように、必修科目・選択必修科目・選択科目等の区別、履修単位数、履修(開始)年度、標準履修モデルなどを定めている。

また共通教育と学部専門教育の両者は連携するように構成されている。大学全体及び各学部の教育目的

が達成されるように、必修科目・選択必修科目等が指定され、修得単位数が決められ、履修(開始)年度が定められている。

共通教育の必要単位数は、人文学部、教育学部、理学部、農学部では 52 単位、医学部医学科では 47 単位、医学部看護学科では 40 単位である。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

共通教育では、基軸科目は、大学学、日本語技法、大学英語入門、英会話、情報処理Ⅰ、情報処理Ⅱ、健康の 7 科目からなり、大学における学修に必要な基礎的能力を修得する授業内容になっている。

教養科目は、文化、社会、教育、生命、自然、生産・産業の 6 系列の授業と、外国語の授業からなり、社会や科学技術の現代的課題について考える授業内容になっている。

基礎科目は、人文・教育、社会・生活、自然、医療の 4 分野の授業からなり、専門的学習に向けた基礎的能力を修得する授業内容になっている。

人文学部では、専門教育課程を、必修科目、選択必修科目、学部共通科目、選択科目で編成している。

教育学部学校教育教員養成課程では、教科ごとに教育職員免許法に定められた科目と各教科の指導法などを配置し、教育実習につながるよう編成している。また教育学部生涯教育課程では、芸術文化コース、スポーツ科学コース、生活環境コースを設け、それぞれの専門に即した授業を行っている。

理学部では、平成 19 年度に専門教育課程を改革し、その内容は、主専攻プログラム、副専攻プログラムからなり、81 種類の履修パターンを選択できる教育課程になっている。

医学部については、6 年一貫教育の KMS コアカリキュラムに従って、教養、基礎、専門が系統的に配置されている。

農学部は平成 19 年度より 1 学科 8 コース体制となっており、コースをまたいだ履修が可能な教育課程となっている。

各学部の専門科目も、それぞれの教育目的に則して教育課程が編成され、それに適応した授業が行われている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

共通教育は全学出動体制をとっており、すべての学部・研究科・センターの教員が共通教育の授業を担当している。そのため多様な研究分野に属する教員が、自分の研究分野と関連する授業を担当し、研究成果を授業に反映している。また、学部教育においても、各教員が自分の専門分野に係る授業を担当し、研究成果を授業に反映している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学則で、他大学（留学先の外国の大学も含めて）の授業科目を履修し、その単位を認定できる制度を定めている。また、当該大学は、放送大学、並びに高知県内にある大学との単位互換制度を締結している。さらに、農学部は九州・四国の7つの大学とフィールド演習についての単位互換制度を持っている。

当該大学が独自に開発して、平成16年度に現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択された「課題探求能力育成型インターンシップの開発ーコラボレーション型インターンシップ（CBI：Collaboration based Internship）授業システムの全学導入ー」は、「CBI企画立案」、「CBI実習Ⅰ」、「CBI実習Ⅱ」、「CBI実習Ⅲ」、「CBI実習Ⅳ」、「CBIキャリア開発講座」、「CBI自己分析」の授業科目（各2単位、最大14単位）で構成されている。学生が長期インターンシップ（1～4ヶ月）に取り組むこれらの授業は、授業担当教員・専門職員・学外協力組織・インターンシップ受入企業等が密接な協力関係の下で、学生に対する指導（インターンシップの事前学習、期間中の指導、終了後の成果内面化）が行われている。このほかに、人文学部、農学部において、インターンシップ授業が開設され、人文学部、教育学部、理学部、農学部においては、企業研修（インターンシップ）が単位認定されている。

また平成19年度に「コラボ考房と2つの道場が育む自律型人材」が文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）に採択され、自発的な活動実践の場の提供及び、教員と社会人による教育的支援を行う「準正課システム」の構築を進めている。

さらに、「高知大学防災インストラクター」認定制度は、社会からの要請に対応して、地域社会で活動する学生防災インストラクターの養成を目指す高知大学独自の資格認定制度である。認定は、①防災関係4授業科目を修得、②防災サポーター認定試験の合格者を「防災サポーター」に認定、③防災訓練等の野外実習、実績に基づき「防災インストラクター」に認定、という手順で行われている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮して、きわめて積極的に取り組んでいると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学では、授業期間と試験期間との間に補講期間が設定され、単位認定に必要な15回の授業を実施するための制度が整えられている。

さらに、履修登録単位に上限制度が設けられていること、すべての学生にアドバイザー教員を決めて学生の学習・生活に関する支援を日常的に行っていること、人文学部のSOULSやe-learningシステムのようなオンライン学習支援システムも設けていることなど、授業時間外学習を十分に確保して単位を実質化させるために様々な制度が設けられている。

施設環境の面では、総合情報センター（図書館）及び総合研究棟学生自習室が、夜間及び土曜日・日曜日にも利用可能となっている。また、各学部においても、演習室・実習室などを、授業時間外に自習用の部屋として提供している。

これらのことから、単位の実質化への配慮が十分になされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

講義、演習、実験、実技・実習の各授業形態の開設授業数は、共通教育、各学部専門教育とも、それぞれの教育目的や教育特性に応じて、多様な形態の授業をバランスよく組み合わせて開講している。

また、様々な学習指導法の工夫も行われている。例えば共通教育では、「英会話」(全学生必修、授業担当教員は全員が外国人講師)において、プレースメントテスト結果に基づく習熟度別クラスを編成している。対話・討論型授業として、近年、「自律創造学習」、「自律協働入門」、「学びを創る」、「課題探求能力育成型インターンシップ(CBI)」等の学生が自ら学び考え行動する新しいタイプの授業を開発している。当該大学では、全学生がパソコン必携で情報リテラシー育成に力を入れているが、その基礎的授業である「情報処理Ⅰ(講義)」、「情報処理Ⅱ(演習・実習)」を全学生必修としている。

さらに、全学的なオンライン学習支援システム(e-learning システムによる語学教育支援及びウェブアンケートシステムによる教員の教育自己点検支援)を導入している。

教育効果を高めるための工夫として、少人数教育、対話討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、オンライン学習支援システム、TAの活用などの様々な取組を行っている。特に農学部では、高知県の特色である豊かな自然環境と自然災害も多いという地域に関するフィールド型授業を多く設置している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切で多様な学習指導法が工夫されていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

共通教育科目も学部専門教育科目も、全教員が全学統一フォーマットでシラバスを作成している。シラバスの記述項目については、授業種別、単位数、履修期間、履修における注意点、オフィスアワー、達成水準、成績評価の基準と方法、授業計画など25項目が設定されている。

シラバスはすべて、ウェブ公開され、また必要に応じて冊子で配布している。シラバスは、オリエンテーションや履修登録の際に活用されるとともに、日常的にも「授業以外の学習」、「教科書・参考書」等の項目が参照されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮については、履修登録単位上限制度、シラバスにおける「授業時間外の学習」、「オフィスアワー」等の項目の記述、アドバイザー教員制度、総合情報センター(図書館)や自習室等の環境整備などにより、学生の自主的な学習を促進させるための指導・支援が行なわれている。

基礎学力不足の学生への配慮については、共通教育では、基軸科目「大学英語入門S」や基礎科目「微分・積分学の基礎」、「物理学の基礎」、「化学の基礎」、「生物学の基礎」、「地球科学の基礎」で、通常の授業の2倍の時間数をかけた補習授業が行われている。また、「英会話」、「数学概論」等の授業では、習熟度別のクラス編成が行われている。

学部専門教育においても、医学部や農学部で、基礎学力不足の学生に対する補習授業が実施されている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断

する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準や方法は、学則・各学部規則に基づいて定め、共通教育や全学部でも、成績は優・良・可・不可の評語で表し、可以上を合格としている。個別授業の具体的な成績評価基準は、授業担当教員がシラバスに明記し、オリエンテーション等でも説明されている。

卒業認定基準は、学則・各学部規則・各学科履修規則等に基づいて定められている。修業年限は4年以上（医学部医学科は6年以上）、必要単位数は124単位以上（医学部医学科は194単位以上、医学部看護学科は128単位以上）である。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価と単位認定は、学則及び学部規則が定める成績評価基準に基づいて、授業担当教員が具体的な成績評価の基準と方法を定めて行っている。各授業の成績評価の基準と方法は、シラバスに示されている。

成績評価の適切性に関しては、共通教育「基軸科目アンケート」、理学部「理学部卒業予定者アンケート」などのアンケートを実施した結果、学生が教員の成績評価を概ね適切と考えているという結果が示されている。

卒業認定は、各学部規則が定める卒業要件に基づいて、各学部で組織的に行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価に関する異議申立て等に関する受付窓口を設けており、申立てに対しては、担当教員及び共通教育主管・各学部学務（教務）委員長が中心となって、組織的な対応を行っている。この窓口の存在は、学生便覧などに記載されている。

成績並びに卒業論文の判定の正確さを担保するために、全学部で論文発表を公開で実施し、客観性のある評価を得られるようにしている。理学部では、一部の授業科目で、試験問題と解答を公表し、農学部生産環境工学科では、学期末に授業報告会で成績評価の妥当性を審議している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられつつあると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

各研究科ではそれぞれの教育目的に則した多様な授業科目を開設し、それらを必修科目・選択必修科

目・選択科目等に指定しており、学部教育の基盤の上に専門的知識を深めた研究方法や実験方法などを習得させる系統的な教育課程を編成している。

特徴的なものとして、人文社会科学研究科の「総合人文社会科学研究」においては、1つのテーマを異分野の学生・教員とともに議論することで複眼的視点を養うことを目指す授業が行われており、また理学研究科博士前期課程では、博士後期課程への進学を希望する学生に向けた研究企画能力の養成を目指す授業「リサーチプロポーザル」と、就職予定者を中心に開発能力・問題解決能力を身に付けさせる「インターンシップ」が選択必修科目として設定されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科では、それぞれの教育目的に則して教育課程が編成され、その趣旨に沿った授業が行われている。

各研究科の授業内容は、基礎的研究能力の涵養、より高度な専門能力の育成及び隣接分野や異分野の幅広い分野の知識・能力の修得を目指すものとなっており、教育課程の編成の趣旨に沿っている。

特色ある取組として、例えば人文社会科学研究科では人文社会・社会科学において幅広い視野を身に付け、様々の情報を具体的課題に即して相互に関連づける力を養うトレーニングとして、「総合高知研究」と「総合社会文化研究」の2つからなる「総合人文社会科学研究」を必修科目に設定している。また黒潮圏海洋科学研究科では、自然科学・人文科学・社会科学・医学の面から、黒潮の影響を受けている東南アジアから日本を中心に、水圏・陸圏・大気圏の「資源」・「環境・社会」・「健康医科学」を中心とした専門分野について総合的に研究・教育を行うことを目的としており、「黒潮圏総合科学特論」、「黒潮圏セミナー」などの授業科目を設定し、特徴ある教育を実施している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

「シラバスの授業内容」と「研究者総覧等の研究テーマ・研究業績」とが関連性をもっており、各教員は研究成果を積極的に反映させた授業を行っていることがわかる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

すべての学生に指導教員が決められており（医学系研究科修士課程と農学研究科を除いては複数指導教員制）、指導教員は授業時間外学習に関する指導を日常的に行っている。

教育研究の施設環境について、総合情報センター（図書館）及び総合研究棟院生用自学自習室が、夜間及び土曜・日曜にも利用可能となっていること、各研究科において、学生は院生共同研究室内あるいは所属研究室内に個人用スペースをもっていることは、学内で自主的な学習を行いやすく、単位の実質化に寄与している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

農学研究科を除く5研究科で、社会人学生等に対応して、夜間講義・土曜日曜講義・短期集中型講義等を実施している。

また、医学系研究科を除く研究科で、標準修業期間で修業が困難な社会人学生に対して、長期履修の制度がある。この制度により、学生は、標準修業期間を延長して計画的に修学を行うことができる。また標準修業期間に支払う学費総額を全修業期間に均等分割して納入することが認められている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

各研究科において、それぞれの教育目的及び教育特性に応じて、講義・演習・実験・実習等の授業を組み合わせて配置しており、演習や実習はもとより、講義形態の授業においても、多くの授業が少人数授業となっている。また、各研究科において、実習、特別実験、特別研究、実践研究などの授業でフィールド型授業や野外実習などが数多く行われている。その他、学習指導上の工夫がなされているものとして、教育学研究科で実施している長期インターンシップ授業などがある。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての研究科で、学士課程の全学統一フォーマットシラバスに準じた形式のシラバスを作成している。シラバスは、大学のウェブサイトで公開するとともに、冊子にして配布している研究科もある。シラバスは、学生が履修計画を作成するときに利用され、また自主学習にあたって「授業以外の学習」、「参考書」等の項目が参照できるようになっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

各研究科では、研究科規則において、「教育、研究及び学位論文を指導するため」また「研究指導のため」、全学生に対して指導教員が定められ、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の実施、学位論文の作成などに関して丁寧な指導が行われている。教育学研究科、理学研究科のインターンシップ制度を活用す

る学生に対しては、ケーススタディ、マッチングセミナー等による、きめ細やかな指導が行われている。
これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

ほとんどの研究科では研究科規則において複数の指導教員を置くことが定められており、またそれ以外の研究科でも、多くの場合、実質的には複数教員による指導が行われている。

このような指導体制の下で、学生と教員との話し合いにより、研究テーマが決定されている。

また、学生をTA・RAに任用して教育能力・研究能力を向上させようとする取組も、すべての研究科で積極的に行われている。特に理学研究科の博士前期課程では可能な限り学生全員をTAに、博士後期課程でも可能な限り学生全員をTA・RAに採用することに努めている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

ほとんどの研究科において、実質的には複数教員による指導が行われており、学位論文に係る指導も、このような指導体制の下で、主指導教員が副指導教員や同一専攻内教員の協力を得て行っている。また、多くの研究科では、学位論文の最終発表会だけでなく、中間発表会等を実施し、論文作成過程において多数の教員からのアドバイス等を受ける場を設定している。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は、各研究科が、それぞれの研究科規則で規定している。また、個別授業の具体的な評価基準は、授業担当教員がシラバスに示している。成績評価基準は、履修案内等（及びシラバス）により学生に周知されている。

修了認定基準・方法は、大学院学則において、履修期間、履修単位数、学位論文及び最終試験について定められている。各研究科で修得すべき授業科目や、学位論文及び最終試験の詳細については、それぞれの研究科規則・履修規定・学位審査規定等で定められている。これらは、学生便覧、履修案内等により学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定は、授業担当教員が、研究科規則に定められた成績評価基準及びシラバスに記された個別授業に関する成績評価の基準と方法に基づいて行っている。

また、学位認定と修了認定は、大学院学則及び各研究科規則等に従って、各研究科委員会で議決が行われ、最終的に学長が学位を授与している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査は、高知大学学位規則に基づいて、学位申請、研究科委員会への審査付託、審査委員会の設置、論文審査並びに最終試験、研究科委員会への審査結果の報告、研究科委員会による学位授与の決定、学長による学位授与が実施されている。

各研究科では、上記の学位規則に則して、内規や実施要綱を定め、学位論文の審査を実施している。例えば、黒潮圏海洋科学研究科では、学生が学位申請を行う前に、研究科教授会による予備審査を行い、この予備審査に合格した学生だけが、正規の学位審査を受けることができることとしている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価に関する質問・異議申立てへの対応は学士課程と同様であり、質問等は相談窓口が受け付け、その後、総合教育センターの担当教員、各研究科の教務委員長等が対応している。この相談窓口については、学生便覧等により学生に周知されている。

なお、学位論文の審査に関しては、各研究科で、学位審査の過程における公開審査、あるいは学位論文提出後（学位授与前）に論文発表会を行っている。特に博士課程の学位論文作成に関しては、国際会議での発表や国際的学会誌への掲載が義務付けられている。このように公開の場で論文審査・論文発表を行い、第三者による評価を受けることにより、学位論文の審査の正確性を担保することが試みられている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「防災インストラクター」認定科目を創設して、充実した防災教育を実施している。
- 人文学部のS O U L Sなどオンライン学習システムを活用して、学生と教員、学生相互のコミュニケーションを活発にすることで、授業時間外での学習を効果的に行い、単位の実質化を図っている。
- 農学部においては、高知県の特色である豊かな自然環境と自然災害も多いという地域に関連するフィールド型授業が多く開設されている。
- 総合情報センター(図書館)及び総合研究棟自学自習室が、夜間及び土曜・日曜にも利用可能となっていること、各研究科において、学生が院生共同研究室内あるいは所属研究室内に個人用スペースをもっていることなど、学内で自主的な学習を行いやすい環境が整えられている。
- 平成16年度文部科学省現代GPに採択された「課題探求能力育成型インターンシップの開発ーコラボレーション型インターンシップ(CBI)授業システムの全学導入ー」において、企業との密接な協力関係の下、きめ細かい学生指導が実施されている。
- 平成19年度に「コラボ考房と2つの道場が育む自律型人材」が文部科学省学生支援GPに採択され、自発的な活動の場の提供及び、教員と社会人による教育的支援を行う「準正課システム」の構築を進めている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学として養成しようとする人材像等を、大学概要、学部概要、入学案内、履修案内、シラバス、大学ウェブサイト等によって公表・周知している。

教育目的の達成状況を検証する取組として、各学部及び研究科で、学生による授業評価、教員の相互授業参観、卒業生へのアンケート、企業アンケート、企業へのヒアリングを実施している。さらに、進級判定、卒業判定、国家試験合格率等に基づいた教育成果の検証も実施している。

卒業論文及び修士論文等の論文発表会を広く社会に公開し、審査に学外者を招聘するなど、学習の質や教育成果について検証している。

総合教育センターの大学教育創造部門が中心となって、全学の教育成果を検証する仕組みの構築に向けた活動を進めている。

長期実践型インターンシップ授業の成果を、8つの基本的能力（主体性、成長意欲、実現力、社会性、コミュニケーション力、思考力、企画力、マネジメント力）について5段階で、定量的に測定・分析し、評価するEIP（Entrepreneurial Internship Program）の活用など、教育効果を検証する新たな方法の開発が進められている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程において、進級、卒業、修了の状況については、平成18年5月1日現在において、全学で留年約5.3%、休学約2.5%、退学約1.2%である。

教育学部をはじめ、各専修に対応した教育職員免許を卒業時に取得する学生が多く、平成18年度760件（取得者数：375人）、学芸員資格については毎年60人前後、学校図書館司書教諭については平成17年度46人、平成18年度29人が取得している。また、当該大学が独自に開発した防災サポーター資格も平成17年度16人、平成18年度19人が取得している。

医学部医学科では、教育成果として医師国家試験の合格率が挙げられる。新卒者の過去15年間の合格率は、平成11年の87.6%以外は、すべて90%を超えている。平成14年度に第1期の卒業生を送り出した医学部看護学科の保健師・看護師の国家試験合格率については、保健師の合格率に少しばらつきがあり、

平成 17 年度の 93.8%から平成 18 年度は 77%に落ち込んだが、看護師に関しては、第 4 期新卒者の 100% 合格率を最高に、ほぼ 95%以上の合格率を達成している。

卒業の状況については、平成 18 年度では全学で約 85%の学生が修業年内に卒業しており、また、卒業論文の成績については、全学で 87%の学生が「優」の成績を取得しており、「可」の学生は 4%に留まっている。

大学院修士課程の修了の状況についても、平成 18 年度では、169 人が修業年度内に修了し、修士論文の成績については、全学で 95%の学生が「優」の成績を取得しており、「可」の学生は 2%に留まっている。

大学院課程の学位論文の審査に関しては、学位審査の過程における公開審査、あるいは学位授与の前に論文発表会を行っている。特に博士（後期）課程の学位論文作成に関しては、国際会議での発表や国際的学会誌への掲載を義務付け、優秀論文賞などを受賞する学生もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

毎年継続的に実施している学生による授業評価の結果は、共通教育では満足度が高く、各学部、各研究科の専門教育でも、比較的高い満足度が示されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 18 年度、全学の卒業生就職等進路状況統計では、学士課程卒業生は、1,111 人のうち大学院進学者 256 人（23%）、就職者 734 人（66%）となっている。この状況はこの数年間安定している。

人文学部では、322 人の卒業生のうち 257 人（80%）が就職を希望し、そのうち 198 人（77%）が企業、20 人（8%）が公務員、12 人（5%）が教員に就職した。進学者等は 28 人（卒業生のうち 9%）であった。

教育学部では、186 人の卒業生のうち 144 人（77%）が就職を、34 人（18%）が進学等を希望し、就職希望者のうち教職に就いた 74 人（56%）を含め 132 人（92%）が就職を確保している。

理学部は、274 人の卒業生のうち、123 人（45%）が博士前期課程等に進学し、137 人（50%）の就職希望者に対し、11 人の公務員と 18 人の教職を含め 131 人（96%）が就職を確保した。

医学部の卒業生 156 人の進路については、そのほとんどが医療従事者もしくは進学している（143 人、92%）。

農学部では、173 人の卒業生のうち、66 人（38%）が博士前期課程等に進学し、105 人（61%）の就職希望者数に対し、11 人の公務員と 3 人の教職を含め 103 人が就職（98%）を確保した。

大学院修了生は、研究科によって多少のばらつきはあるが、全研究科の就職希望者のうち約 94%が就職先を確保している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 17 年度より、就職委員会が中心となって、卒業生の就職先等からの意見聴取を実施している。そ

の調査結果によれば、卒業生は、受入企業からかなり高い評価を得ていると自己分析している。また、多くの卒業生から、カリキュラムや様々な学生支援が役立っているとの回答を得ている。

人文学部、理学部、農学部、教育学研究科、理学研究科では、卒業予定者への意見聴取を行っている。その結果から、専門教育に対する満足度が高いことが分かる。

アンケート調査等のほか、現代G Pに採択された「課題解決型インターンシップ（C B I）」の実施に際し、「C B I 授業システム協働開発委員会」（委員 41 人中、学外者 21 人）を設置し、今後社会が求める人材に必要な能力やその開発方法などの検討を通して、当該大学における学力や資質・能力形成力に関する学外からの意見聴取を行っている。その結果、ほぼすべての受入先から、C B I 実習者には、本気、やりきる覚悟、素直さの姿勢が見られ、実習者の成長が著しいとの評価を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 長期実践型インターンシップ授業の成果を定量的に測定・分析し、評価して、教育効果を検証する新たな方法の開発が進められている。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学部において、新入生オリエンテーションを含めたガイダンスを年度初めに実施している。

また、基軸科目「大学学」（初年次必修）において、大学における学習の進め方を理解させ、専門科目のガイダンスも行っている。

大学院課程では、すべての研究科において新入生ガイダンスが実施され、研究科の基本的趣旨、カリキュラム等の説明が行われ、在学生に対しては履修上の注意や課程修了論文作成等のガイダンスが実施されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生は、健康管理センター、総合教育センター、アドバイザー教員、ハラスメント相談員、学生生活サポート委員会、学生何でも相談窓口のいずれかに相談に行くことができ、助言やサポートを受けることができ、学生何でも相談窓口では相談内容に応じて相談先を紹介するなどの支援体制をとっている。

また、オフィスアワーは授業ごとに設定されており、シラバスや掲示板等で学生に周知している。さらに1年次から卒業まで学生全員にアドバイザー教員がつき、アドバイザー教員は、入学から卒業までの学習計画、履修計画、生活や就職活動まで、多様な相談役を務めることとなっている。

電子メールの活用については、シラバスへのメールアドレスの記載がある。このほか人文学部のオンライン学習支援システムSOULSの利用などもある。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

高知大学学生生活サポート委員会が、全学の学生に学生生活実態調査を実施し、共通教育委員会は共通教育に関する学生の意向を調査し、学務課、学生支援課、総合教育センター、学生何でも相談窓口、何でも相談箱などで、学生のニーズの把握に努めている。ニーズに対応した改善例として、教室のエアコン設置、成績不振者への面談による指導の強化などが挙げられる。

また、学部においては、全学必修の基軸科目である「大学学」の授業を活用し、またアドバイザー教員制度、卒論研究指導などを通して、担当教員が学習指導・生活指導を行い、その中で学生のニーズの把握

も行っている。

そのほか、学長と学生との懇談会の開催や全学FDフォーラム実行委員会、総合情報センター利用者協議会など各種委員会に学生を委員として加える取組、学生を主体とした共通教育学生委員会の整備など、学習支援ニーズの把握に努めている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

外国人留学生に対しては、日本語の補講と生活面のサポートを総合教育センターの修学・留学生支援部門及び留学生委員会が行っている。共通教育委員会が日本語・日本事情の履修を外国語科目の代替科目に認定し、総合情報センター（図書館）は日本語学習ソフトの整備などで学習を支援している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自習室やグループ討論室として、朝倉地区の総合情報センター（図書館）及び総合研究棟（平成19年4月オープン）、岡豊地区の総合情報センター（図書館）の医学部分館、物部地区の農学部分館があり、夜間まで開放されている。そのほか朝倉地区の共通教育棟をはじめ、全学の教室を、空き時間に学生自習室として開放している。また医学部ではPBLチュートリアル室が学生自習室として開放されている。

平成9年度より新入生全員にノートパソコンを必携とし、情報化社会に対応した情報処理教育を推進している。そのため、多数の学生用情報コンセント（平成19年5月現在、3,515口）を整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生生活サポート委員会及び総合教育センターの修学・留学生支援部門（平成18年4月設置）が課外活動支援のための中心組織となっている。

各課外活動団体、実行委員会等の実施するイベントや通常活動に対して、設備・物品の支援、経費の一部補助等の支援を行っている。さらに、同委員会は、毎年、サークルリーダー研修会を実施するほか、サークル顧問制度や学長表彰制度の実施、サークル活動ウェブサイトの作成支援など、大学として課外活動の支援を図っている。

さらに、特色ある取組として、S・O・S (Students' Organization for Self-help and Official Support : 学生による自律的学内外活動サポート組織) システムがある。このシステムは、学生の申請に基づく多種多様な学生によるピア・サポート活動をS・O・Sとして幅広く認定し支援を行うものである。平成19年度「学生相互支援」企画に認定された団体は8グループ、約160人である。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等については、次のような体制となっている。

学生何でも相談窓口が学務課内に設置されており、メールでの相談も受け付けている。保健管理センターは学生の健康管理等について、医師及びカウンセラーが対応している。

また就職室が、就職・進学相談を担当し、就職ガイダンス、面接対策合宿、首都圏就職サポート、就職情報の分析と提供、卒業生によるキャリア相談を実施している。

さらにハラスメント相談員を置いており、教員・事務職員がその任にあたり、ハラスメント相談に対応している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活サポート委員会が中心となって、学生生活実態調査を実施し、大学に対する学生の生活支援への要望や満足度を調査しており、その結果を当該大学の教育研究や学生生活支援の改善・充実に役立てている。

学長と学生との懇談会や学生何でも相談窓口、何でも相談箱などで学生ニーズを把握する体制をとっている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

外国人留学生への生活支援体制は、全学的には、国際交流基金管理委員会、留学生委員会、学務部学生支援課、学務部学務課で担当する体制で実施し、医学部と農学部は、独自の活動を行っている。

留学生の奨学金制度は、私費外国人留学生学習奨励費などの支援に加え、平成 19 年度からは当該大学の国際交流基金を活用した奨学金制度を始めるなど支援強化を図っている。

留学生の居住施設としては、学生寮（男子寮 2 棟、女子寮 2 棟）の提供に加え、留学生専用の施設として国際交流会館、留学生寄宿舎（農学部）を提供している。

さらに、平成 19 年度より、民間の借家等の契約に必要な保証人等に対応するため機関保証制度を設けるなどの対応を行っている。

また、学外では、高知地域留学生交流推進会議からの一時貸付金、高知大学留学生を支援する会からの生活物品の貸与支援がある。

一方、障害のある学生への支援としては、身体障害学生支援委員会を設置し、全学的な支援体制を構築している。同委員会が中心となって、施設設備のバリアフリー化など環境の整備を推進している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生に対する経済面での援助等の主要なものとしては、授業料免除制度と学生寮の提供がある。そのほか、日本学生支援機構、都道府県、市町村及び民間団体からの奨学金情報を希望学生に提供し、受給のための便宜を図っている。

また、平成 19 年度には、再チャレンジ支援経費の採択を受け、大学院の社会人等入学生を対象にした授業料免除制度も新たに行っている。このほか、留学生に対しては、国際交流基金管理委員会が管理・運用する国際交流基金などを活用した援助も行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学FDフォーラム実行委員会、総合情報センター利用者協議会に学生を委員として加えるとともに、学生を主体とする共通教育学生委員会において、学習支援ニーズを把握する体制をとっている。
- 総合情報センター（図書館）や総合研究棟 1 階に学生の自学自習室を夜間まで開放し、また授業以外の時間には講義室も開放し、学生の自主学習環境を向上させている。
- 学生が学生をサポートする S・O・S（Students' Organization for Self-help and Official support）システムを大学が発足させ、学生グループの申請による自主的なピア・サポート活動を認定して活動を支援している。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は、朝倉地区が 159,518 m²、物部地区が 365,686 m²、岡豊地区が 205,231 m² となっており、全体の校舎面積は、140,172 m² となっている。

共通教育・各学部・研究科には講義室（80 室）、実習室（43 室）、資料室・図書室（67 室）学生実験室（59 室）、共同利用室（86 室）、ゼミ室（99 室）、学生研究室（52 室）、共通実験室（13 室）、院生研究室（52 室）等が整備され利用されている。

老朽化に伴う改修、狭隘化解消のための教育・研究スペースの創出、アメニティの改善、安全衛生対策、共有スペースの創出を目的とした改修、耐震補強（平成 18 年度末時点における耐震化率 65%）などが進められている。

その他、課外活動用の運動場や体育館等の施設整備や、自動ドア、スロープやエレベーターなどバリアフリー化、障害者用トイレの設置、車椅子用机などが整備されている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効的に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

当該大学が、平成 9 年度入学学部学生より、ノートパソコン必携を推奨し支援してきたことは、極めて先見性のある教育方針である。

「情報教育の充実から教育の情報化へ」という大学の方針をより具現化するために、図書館と情報処理センターの機能を融合させた総合情報センター（図書館）（通称「メディアの森」）を創り上げたことは、学内の学術情報を一元的に管理して、教育研究を一段と活性化し高度化することに効果的である。

さらに、Gigabit Ethernet による高速ネットワークによって、総合情報システムを構築し、総合情報センター（図書館）、総合研究棟、講義室、演習室などに学生用情報コンセントを 3,515 口（学生 1.6 人に 1 口）設置している。学生の自学自習、情報処理学習、語学学習等だけでなく、実践的情報教育、通常の授業にも極めて有効的に活用できる情報環境が整備されている。また十分なセキュリティ対策も施されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、極めて有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

施設・設備の運用方針は、基本的に所掌する部局がそれぞれ定め、施設利用の取り決めは、冊子やウェブサイト及びITを用いた学内の情報共有やコミュニケーション効率化を行う学内グループウェアシステムを通じて学生や教職員に周知されている。

学生に対しては、講義室、連絡掲示板、総合情報センター（図書館）及び保健管理センター等の利用方法を体系的に取りまとめて学生便覧に掲載し、オリエンテーション時に配布するとともに、内容を大学ウェブサイトに掲載し、構成員に周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

「メディアの森」と呼ばれる総合情報センター（図書館）では、蔵書749,806冊、学術雑誌19,301種を所蔵し、2,481点の視聴覚資料（平成19年5月1日現在）を有するとともに、ウェブ利用可能な50サイト、7,676タイトルの電子ジャーナルを整備している。これらの図書、学術雑誌、資料等の収集選定は、総合情報センター（図書館）運営戦略室により策定された共通教育、各学部及び研究科の教育課程や研究内容に沿って行われている。このほか、総合情報センター（図書館）規則第11条の利用者協議会や総合情報センター（図書館）のカウンターに設置されたアンケートやウェブサイト上の資料購入希望アンケートを活用し、学生等の意見を聴取し収集方針に反映させている。

開館時間については、朝倉地区の中央館は平日8時30分から21時、土曜日・日曜日9時から21時、医学部分館については平日9時から20時、土曜日9時から16時30分、日曜日は休館、農学部分館は平日8時30分から20時、土曜日・日曜日10時から18時である。なお医学部分館については、時間外においても、自動入退館システムにより、2時まで利用が可能である。また祝日、休日及び年末年始を除き夜間開館するなど構成員に便宜を図り活用を促進している。

館内の閲覧室、キャレル、グループ学習室などには、542口の情報コンセントを備えた座席が合計660席あり、利用度が高い。また平成18年度の利用状況については、666,752人の延べ入館者があり、40,471冊の図書が貸し出されており、大いに活用されている。

これらのことから、教育研究上必要な学術資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 老朽化に伴う施設の改修で、耐震補強とバリアフリー化を行い、あわせてアメニティの改善、安全衛生対策、共用スペースの創出を計画的に実現している。
- 総合情報センター（図書館）、総合研究棟、講義室、演習室などに、極めて多数の情報コンセントを設備し、教育研究に有効に活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育状況に関して、その実態を示す基礎的データ・資料である授業関係情報（履修案内、シラバス、カリキュラム、成績情報、時間割等）及び進級・卒業・修了等の情報は、各学部・研究科が収集し蓄積している。

学籍情報については、学務部入試課からの入学者データと各学部・研究科からの通知による学生異動（休学・退学等）データを学務部学務課において、全学的に一括管理し、収集・蓄積している。

また、共通教育に関するデータ等については、学務部学務課が収集・蓄積し、入学試験に係るデータや資料等は学務部入試課において収集・蓄積している。各学部・研究科及び学務課が収集した情報は、教務システムにより蓄積し、その情報管理は学務部学務課で統括している。

平成 16 年度より、「国立大学法人高知大学文書管理規則」に則り教育課程、課外教育等に関する文書が保存されており、また独自の取組である教員の総合的活動自己評価の実施が全教員に義務付けられて、全教員の教育活動の実態を示すデータが高知大学評価本部において一括して収集、蓄積されている。

また、個々の授業の活動を示すデータや資料についても、文書管理規則で保存が義務付けられている。

さらに、相互参観授業の実施とその報告書で、共通教育及び専門教育の教育活動の具体的実態を記録する資料が継続的に収集、蓄積されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

すべての学部や各研究科の教育及び共通教育について、在学生による授業評価アンケートが実施され、アンケート結果について集計・分析した報告書を作成・発行し、授業担当教員や関係教育組織にフィードバックされて自己点検・評価に活用されている。

また、卒業予定者にも当該大学での教育に関するアンケートを実施して、上記報告書に追加している。その最も典型的な改善例として、学習環境改善としての共通教育棟全教室の冷暖房完備がある。これは、各種アンケート等によって学生の要望が多かった事項である。

また、直接に学生の意見等を聴取する仕組みとして、学長と学生の懇談会の実施や学生何でも相談窓口の設置などがあり、共通教育においては各種改善のための学生の意見を反映させるため、平成 18 年度から共通教育学生委員会を設置しており、シラバスの改善、授業改善等に有効に機能している。各学部におい

てはその設置を検討中である。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

当該大学の中期計画・目標において、卒業（修了）生、就職先等の関係者に対して意見（アンケートの実施）を聴取することを、全学的責務として位置づけ、卒業（修了）生に対するアンケートや就職先のヒアリング等を各学部単位で実施、集計・分析している。

各学部は、アンケート結果を各種の自己点検及び改善に活用している。例えば、医学部では平成 17 年度に実施した卒業生アンケートの結果に基づき、平成 18 年度には新たな卒業試験の実施案を策定した。また、人文学部では、学部・研究科改革委員会での学部・大学院改革の中間まとめに反映させた。

全学的・統一的な取組が始まってまだ 2 年であるが、在学生だけでなく、卒業生や学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されるシステムが構築されている。

これらのことから、学内外の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

教育に関する各種の評価結果は、共通教育及び各学部のしかるべき委員会にフィードバックされ、その質の向上、改善のための取組に活用されており、必要に応じて報告書としてまとめられている。

共通教育では、共通教育自己点検評価委員会及び各分野別分科会において、評価結果の分析や見直しに向けた提案がなされている。また、共通教育は平成 20 年度にカリキュラム改革を予定しており、平成 18 年度にはこれまでの各種評価結果に基づき教育課程の改革案を策定した。

医学部では、PBL（Problem Based Learning）に関する学生アンケートに基づき、「PBL 授業評価説明会」という学生との意見交換会を年 2 回実施し、PBL 用シラバスを別に作成し、到達目標やコアカリキュラム項目との対応関係を明らかにするなど、授業改善に役立てている。

これらのことから、共通教育及び各学部・各研究科に評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が積極的に講じられつつあると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価アンケートの結果については、個々の教員にすべてフィードバックされ、それに基づき各教員は授業内容・方法等の授業改善を継続的に行っている。

例えば、共通教育自己点検評価委員会『「学生による授業評価」報告書』（平成 17 年 3 月）によると、評価結果に基づいて、「板書や話し方」、「授業の内容や進度」、「分かりやすさや資料」などについて多くの改善がなされていることが示されている。また理学部においても、同様の改善がなされていることがまとめられている。

また、教員の総合的活動自己評価において、すべての教員は「学部、研究科等で担当する部分の教育目

標に対する学生の到達度を教員自らが評価し、その達成にいかに関与しているかを自己評価する」ことを責務としており、当該年度の総括を踏まえて次年度の改革目標（改善プラン）を立てることになっている。

これらのことから、すべての教員が、評価結果に基づいて、自らの教育の質を自主的に向上させる努力を継続していくシステムができていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

総合教育センターが、全学的に実施するファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという。）を主催するとともに、各部局でもFDを独自に開催している。

総合教育センターが主催する全学FDと新任教員研修では、毎回教職員や学生のニーズ調査を実施しており、平成17年度からは、学生との共同開催とし、その企画段階から学生の意見を取り入れて開催していることや、学生と教員が直接テーブルディスカッションする方式であることで、ユニークで充実したFDとなっている。この方式については、事後アンケートにおいて高い評価を得ていると自己分析している。

また共通教育及び各部局において、相互授業参観と参観者との意見交換が実施されている。

さらに学長による表彰制度として、「教育奨励賞」の制度を設け、学習指導上の工夫を行い優れた教育成果を上げている教員を選考し、年に一度学長による表彰と研究費配分を行っている（平成18年度は2人で、各30万円）。受賞者は『高知大学教育研究論集』に執筆するとともにFDでの報告を行うことなどを通して当該大学の教育の質の向上等に寄与している。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが十分に反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成17年度開催の全学FDにおいては、その内容が授業改善等のために「役立った（参考になった）」とする教員が参加者のうち約60%（事後アンケート）であった。また、理学部では平成17、18年度に開催したFD講演会で「紹介された授業方法（受講生と教員の間を取り持つコミュニケーション用カードの大福帳、ウェブ教材、PDFノート）を自分の授業に取り入れ、その授業方法は効果があった」と多くの教員が回答し、評価している。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

事務職員等は、学内外で開催される各種の職員研修に参加する機会が与えられている。TAやチューターは、理学部及び農学部を中心に積極的に活用し、説明会あるいは研修会を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための研修などが実施されつつあると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成18年度末現在の資産は、固定資産50,567,776千円、流動資産7,898,924千円であり、合計58,466,700千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債15,304,067千円、流動負債6,864,255千円であり、合計22,168,322千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が7,946,227千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成16年度からの3年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成16年度から平成21年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用25,082,101千円、経常収益26,387,499千円であり、経常利益1,305,398千円、当期総利益が1,378,807千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

教育研究に係る事業については、財源を優先的に確保し配分するとともに、大学企画戦略経費を中心とする競争的、戦略的経費の充実を図っている。

また、科学研究費補助金の申請率、採択率及び特別加点に基づき評価配分を行う研究経費（特別分）、特別教育研究経費として文部科学省に採択されたプロジェクトに対する法人負担経費や学生の教育環境を整備するための教育環境整備事業経費を配分するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

また、「事業年度の決算の分析について（対前年度比較）」も大学ウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ法人監査室を設け、内部監査規則等に基づき、法人監査室職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

「国立大学法人高知大学組織規則」に基づき、学長と6人の理事（うち1人は非常勤）により構成されている役員会が、大学の最も重要な事項を審議している。また、教育研究に関する重要事項については教育研究評議会が、経営に関する重要事項については経営協議会が置かれており、学長を中心とした管理運営体制が構築されている。

学部等における教授会、研究科委員会は、5学部6研究科にそれぞれ設置されており、加えて全学的な教育研究施設合同のセンター連合教授会が置かれており、各学部等固有の重要事項について審議、決定し、部局長等を中心とした管理運営体制が構築されている。

各理事の所掌に区分されている総務、教育、研究、国際地域連携や財務等の各種業務のうち、当該業務を全学として組織的に遂行する必要があるものについては、それぞれ全学委員会を組織し、当該業務の遂行上必要な意思決定を行っている。

このほか、学長直属の組織として企画戦略機構が組織され、教育推進本部、研究推進本部、地域連携推進本部、経営・管理推進本部の4推進本部が置かれ、当該大学の将来計画を構想するとともに、特に、教育、研究及び地域連携の一層の推進を図るための企画戦略が立てられている。企画戦略機構の審議組織として企画戦略機構会議が置かれ、学長、総務担当理事、各推進本部長、評価本部長、事務局長で組織されている。

事務組織は、事務局長を長とする学長事務総括本部の統括の下に、企画部、財務部、研究協力部、学務部、医学部・病院事務部の5部から構成され、総数816人（平成19年5月1日現在）が、大学の経営管理、教育研究支援、医療業務に従事している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

役員会では、大学の目的を達成するために、管理運営上の重要項目について話し合われ、学長のリーダーシップの下に、意思決定を行える組織形態になっている。

教育研究評議会、経営協議会も、学長を議長として、学長のリーダーシップの下に、審議決定する体制がとられている。

また法人化に伴い各種会議が整理・統合されたが、大学の管理運営に関わる重要な委員会の委員長には役員が就任し、役員会の意向が各部局を代表する委員へ伝わりやすく、逆に、各部局からの意見や要求が役員会に伝わりやすい双方向的な組織形態としている。教育研究評議会では、学長、役員と各部局長、各部局の代表が一堂に会し、双方向性の討論をオープンに行っている。経営協議会では、7人の学外委員からの助言を当該大学の改革・改善に効果的に取り入れている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズは、学生による授業評価アンケート、学長と学生の懇談会、全学FDフォーラム、学生何でも相談窓口等で把握し、大学の管理運営に反映させている。その例として、共通教育棟の冷暖房完備や医学科におけるPBL授業方法及び卒業試験の改善などがある。

教員からのニーズの把握は、学内委員会、教授会や教育研究評議会での議論、FD及び教員の総合的活動自己評価における学部長等への要望欄への記載などを通じて随時行われている。

事務職員のニーズは、学長事務総括本部、部内打合せ、各種委員会の事前打合せ、反省会などの場で把握している。さらに平成18年度から、業務運営の改善及び高知大学の活性化に資する事務職員からの提案制度を設け、若手職員等からの提案が学長事務総括本部を通じて、管理運営に反映できる取組を創設しており、5人の職員から10件の提案があった。平成19年度は、そのうち1件についてワーキンググループ「高知大学サポーター制度検討タスクフォース」を設置し、高知大学に期待している地域の人々の力を活かす方策の検討を始めている。

学外関係者については、経営協議会で学外有識者のニーズを把握し管理運営に反映している。その事例として、平成16年度の経営協議会で、競争的環境が必要との提言を受け、全学部において評価配分を実施することが役員会で決定した。

このほか、卒業生に対するアンケート調査、就職先企業へのアンケート調査などによって学外ニーズを把握し、さらに、国際・地域連携センターを中心に、高知県内の地方自治体との連携協定による協議の場や、日常の教育研究活動などを通じて、地域・官公庁、産業界、教育界、医療界からの要望の把握にも努めている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学は、2人の監事（常勤監事、非常勤監事各1人）を置いて、大学の会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図っている。

監事は、毎月2回開催される役員会に出席し、また、必要に応じて経営協議会にも出席して意見を述べることができる。監事が行う監査は業務（会計を含む）を対象とし、定期監査と臨時監査がある。定期監査として、業務監査を毎年度1回行い、会計監査を毎月及び年度決算時に実施している。臨時監査は監事が必要と認めた場合に実施している。監事は、毎年度監査結果報告書を学長に提出することになっている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長、理事は、管理運営に関わる国立大学協会等の主催する各種セミナー等に参加しており、その資質の向上を図っている。また、学長、理事のほか管理運営に携わる教職員（教授、事務系部長、課長等）を対象とした学外の有識者による講演会を学内で実施し、各種セミナーにも参加し、また平成16年度には、海外実情調査でカリフォルニア州立大学へ3人の職員を派遣するなど、資質向上に努めている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の中期目標・計画に、管理運営に関する方針として、「学長を中心とする運営を円滑に行い、自立的な経営体としての経営戦略の下に、教育研究の発展・高度化を図る」、「大学活性化に向けた企画立案、戦略策定機能を充実・強化する」、「意思決定の迅速化と中期計画の効果的・効率的な執行を行う」と掲げられている。

これに基づき、組織等に係る学内規則を整備するとともに、学長、理事の職務、権限、選考については高知大学組織規則に規定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、学長事務総括本部並びに各部局で収集及び蓄積されており、整理した上で大学ウェブサイトや大学概要などの冊子等で公開し、さらに、学内に対してはグループウェアでも公開しており、大学の構成員が必要に応じて容易にアクセスできる体制となっている。これをさらに発展させ、管理運営上の適切な意思決定を、より迅速にできるようにデータや情報を組織的・一元的に再編する必要があると判断しており、大学情報データベースの構築を検討している。

これらのことから、現在でも大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

評価本部を設置し、教員の総合的活動自己評価を全学で実施している。各学部等は、所属教員による教員の総合的活動自己評価を基礎として、当該組織の総合的な活動状況について自己点検・評価を行っている。

このほか、大学全体や各学部等について中期目標・中期計画に係る年度計画を毎年自己点検・評価している。また、各学部等においては、それぞれ自己評価委員会を設けており、必要に応じて当該学部等の活動状況について自己点検評価を行なっている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

各種自己点検・評価報告書は、個人情報など保護すべきものを除き、大学のウェブサイトへの掲載や冊子の配布・郵送などで大学内及び社会に対して広く公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

評価本部に学外委員1人を配置しており、教員の総合的活動自己評価を外部者の視点により検証できるように配慮している。

また、中期目標・中期計画に係る年度計画においては、評価本部及び経営協議会の学外委員（7人）による検証体制を整えている。学部等が独自に行う自己点検・評価に関しては、人文学部を除くすべての学部等と共通教育が外部評価を実施することにより、検証を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が適切に実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

中期目標・中期計画に係る国立大学法人年度評価の結果は、評価本部や経営協議会によって検証され、次年度に反映されている。

また教員の総合的活動自己評価書にあつては、自己評価結果を教員自身にフィードバックし、また各部署長に対しても所属教員ごとに集約したものをフィードバックしている。この評価結果をもとに、各部署長は、当該年度の総括として部局の自己評価を行い、次年度の改善計画を策定している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 高知大学

（２）所在地 高知県高知市

（３）学部等の構成

学部：人文学部，教育学部，理学部，医学部，農学部

研究科：人文社会科学研究科，教育学研究科，理学研究科，医学系研究科，農学研究科，黒潮圏海洋科学研究科

附置研究所：

関連施設：総合教育センター，総合研究センター（海洋コア総合研究センターを含む），国際・地域連携センター，総合情報センター，保健管理センター

（４）学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部4,966人，大学院679人

専任教員数：612人

助手数：8人

2 特徴

本学は，昭和24年に設立された旧高知大学と昭和51年に開学した高知医科大学が平成15年10月に統合され，新しい高知大学として誕生した。国立大学の法人化に伴い，平成16年4月に国立大学法人高知大学となり，現在に至っている。教育組織は5学部，6研究科から成っている。

本学は，高知市朝倉に本部を置き，同キャンパスのほか，隣接する南国市に岡豊と物部の2つのキャンパスを有し，1,530人の教職員と5,645人の学生・大学院生が所属または在籍している。

高知県は，細長い扇状の地形（海岸線700km）をしており，全面積の約85%を山地が占め，南は太平洋に面し沖合の南海トラフに急激に落ち込むなど総じて急峻で起伏が大きく，黒潮が接岸し温暖な気候であるなどの地理的特徴がある。また，「自由は土佐の山間より」と言われるような，自由で進取の歴史的風土を持っている。

こうした自然豊かな環境やそこで育まれた人々の自由で進取な気風を背景に，本学は「南国土佐の自然と風土に学び，未来を展望した知の創造と学術の継承・発展を通して，人類の持続的発展と地域社会へ貢献する」ことを使命としている（本学中期目標）。これを受け，本学は「地域の大学」として，人材育成，研究推進，地域社会連携・貢献，国際協力・貢献に大略される4つの目標を掲げ，これを指針に教育研究等活動を行っている。特徴的な教育研究等活動は次のとおりである。

①学士課程教育の重視： 共通教育を含む学士課程教育を重視し，21世紀の知識基盤社会で活躍できる人材育成を進めてきた。旧高知大学では，情報科目，大学学，日本語技法など12単位を一年生必修科目として配置するなど初年次教育を早くから重視してきた。また，ここ数年，

「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択された教育プログラム「CBI授業」（早期で長期のインターンシップ）や特別教育研究経費（教育改革）に採用された教育プログラムに基づく「自律協働入門」などの新たな授業を通して，社会と連携した「社会協働教育」の充実に力を注いでいる。また医学部の「コア・カリキュラム」では教養教育と専門教育の有機的結合を図ってきた。これらを通して，「自己中心的思考から課題発見・企画・解決のための自律的思考への転換」を図るカリキュラムの開発・実施を進めてきた。授業改善については，教員相互の授業参観を実施するほか，学生自身の企画によるFDを実施するなど，「学生中心の大学」の実現に努力している。また，共通教育については全学出動体制を早くから実施し豊富な授業科目を学生に提供している。

これらの取組を踏まえ，20年度からの実施を目指し，初年次教育の改革を含む共通教育の見直しなど，学士課程教育全体の改革を現在検討中である。

②特定のテーマを重視した研究推進： 地域の中核的総合大学として，総合的な学術研究基盤を維持発展させるとともに，地域特性を活かした研究を推進する目的で4つの研究プロジェクトチーム（①海洋生物②バイオ先端医療③コア研究④環食同源）を特化し，先端的で国際的な教育研究拠点の形成に努めている。

③地域社会連携・貢献の推進： 地域の総合的知的戦略拠点として，地域社会とのコラボレーション機能の充実に図り，持続的な地域社会の発展に寄与するよう務めている。また，高大連携教育については，「出前講義」や「大学公開授業」を実施しているほか，大学教員，高校教員，学生，高校生の4者が協働して教育プログラムを開発・実施するなどの活動も行っている。「大学公開講座」のほか「高知大学ラジオ公開講座」を実施しているが，これは全国に先駆けてポッドキャストシステムによる配信を実現した。

④国際協力・貢献の推進： アジアン・フィールドサイエンス・ネットワークの形成など，アジア・太平洋地域をはじめ世界の国々，特に発展途上国との教育研究協力活動を通して，世界の文化の発展に寄与するよう務めている。

地域貢献，国際貢献の諸活動をスムーズに行えるように従来の組織を統合して「国際・地域連携センター」を設置し，これらの活動の充実に努めている。

⑤自己点検・評価のスパイラルシステム： 教員が自分の教育，研究，社会貢献，組織運営，診療の各活動について，毎年自己点検・評価を行い，さらにそれに基づいて組織評価を行うシステムを評価本部が開発・実施し，そのことを通して，大学全体の諸活動の上昇スパイラルを実現できるよう工夫している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、平成15年10月に旧高知大学と高知医科大学の統合によって、新しい高知大学として発足した。その際、両大学のそれぞれの理念、目的等を継承しつつ教育基本法と学校教育法の趣旨に則り新たな目的を学則として制定した。

「高知大学学則」(抜粋)

第1章総則

(目的)

第1条 高知大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)の趣旨に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

そのために

- (1) 広範な教養と高度な専門知識・技術に裏づけられた創造的探究心と豊かな人間性を培い、人類の健全な発展に積極的に貢献する人材を育成する。
- (2) 諸科学の基礎と応用について学際協力と国際協力の下に、創造的独創的研究を行い、学術文化の進展に寄与する。
- (3) 教育研究の成果を通して、世界の文化と人類福祉の向上に貢献する。また、地域社会の振興、教育と文化の向上及び福祉の増進に努める。

「高知大学大学院学則」(抜粋)

第1章総則

(目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をさわめ、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること、及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献することを目的とする。

これを受け、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、本学において学則の規定をやや具体化して、中期目標として次のとおり定めた。

高知大学は南国土佐の自然と風土に学び、未来を展望した知の創造と学術の継承・発展を通して、人類の持続的発展と地域社会へ貢献することを使命として以下の目標を掲げる。

1. 高知大学は、21世紀の知識創造社会で活躍できる人材の育成を進める。そのために、学部では、人文科学・社会科学・自然科学・生命科学にわたる総合的学識と深い専門的学識を身に付けさせ、かつ人間性、社会性に富み活力ある人材の育成に努める。大学院では日本や世界が必要とする高度専門職業人の養成を図るとともに、特定の分野においては世界の学術研究をリードできる研究者を養成する。
2. 高知大学は、基礎科学と応用科学の領域横断的研究を通じて社会に貢献する。地域の中核的総合大学として、総合的な学術研究基盤を維持発展させるとともに自然、文化などの地域特性を生かした研究を推進し、「資源探索・開拓」、「先端材料開発」、「人類環境共生科学」、「海洋コア」、「先端医療と高齢者医学」、「黒潮圏科学」及び「フィールドサイエンス」の各研究に特化した先端的で国際的な教育研究拠点を形成する。
3. 高知大学は、地域における国立大学として、若い世代や国民のための斬新で魅力的な高等教育機会を提供しつつ、地域社会との産官学連携研究を推進・発展させることにより、持続的な地域社会の発展のための研究成果及び専門性に富む人材の供給基盤としての役割を果たす。
4. 高知大学は、アジア・太平洋地域を始め世界の国々、特に発展途上国との教育研究協力活動を推進する。これらの国々の大学と研究交流、学生交流活動を推進する中で、世界の文化の発展に貢献する。

教育目的は上記の1に該当している。それを具体的に活動する上で次のとおり細分し中期目標に規定している。

(学士課程)

(1) 教育の成果に関する目標

○21世紀の日本・国際社会の中で指導的活躍が出来る人材育成を目指す。このため、学生が幅広い教養と深い専門性を身に付け、総合的な判断力と柔軟な発想に基づく課題探求能力と問題解決能力を習得できるように支援する。

(2) 教育内容等に関する目標

①アドミッション・ポリシーに関する方針

○高知大学が求める資質を有する人材を発掘・確保するため、各学部が、それぞれの専門的特性を考慮したアドミッション・ポリシーを明確に定め、学内外に広く公表するとともに、それぞれのアドミッション・ポリシーにもとづく入学選抜方法を開発・導入する。このことにより、現代社会の多様なニーズに的確に対応しう

る人材の受入を推進する。

②教育課程に関する基本方針

○各学部教育理念・目標に従って体系的、系統的カリキュラムを提供するため、教育方針、カリキュラムを不断に見直す。これにより、豊かな人間性を持ち社会のニーズに柔軟に対応できる能力、かつ各分野の専門能力を身に付けさせる教育を実施する。

③教育方法に関する基本方針

○各学部の特徴を反映した教育課程、授業内容に合致した授業形態、指導方法を検討し、実施する。さらに学習環境の整備、学習支援を効果的に行なう。

④成績評価に関する方針

○卒業生の質の確保につながる成績評価は、大学の社会に対する責任である。このため、各学部の特性を考慮して授業科目ごとの到達水準を定め、それを基にした成績評価基準を設定し、厳格な成績判定を実施する。

(大学院課程)

(1) 教育の成果に関する目標

○人文社会科学、教育学、理学、医学、農学、黒潮圏海洋科学の各分野において、国際社会や日本社会の中核的指導者となる高度専門職業人の育成を図る。

○博士課程（博士後期課程）においては、国際レベルの高い専門性と新しい課題の発掘・展開能力を有する、より高度の専門職業人・研究者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

①アドミッション・ポリシーに関する基本方針

○急激に変化している社会ニーズと学術の進展を基にして、各専攻のアドミッション・ポリシーを定め、明記公表し、同時に、社会の国際化、多様化に対応した教育の充実を図るため、外国人学生や社会人学生を積極的に受け入れる。

②教育課程編成に関する基本方針

○高度な専門性を有する職業人に必要な専門的知識と能力を習得させるため、体系的な教育システムを構築する。また、進路を支援するために、教育システムの充実を図る。

③授業形態・学習指導法等に関する基本方針

○教育・研究指導において個別的指導と少人数教育を継承するとともに、各分野の先端的な専門性に対応した柔軟な授業形態を採用する。

④成績評価に関する基本方針

○各研究科の実施する授業の単位認定基準を厳格に定める。大学が授与する学位は、社会的に説明可能で、信頼性の高いものでなければならない。このため、学位授与基準を厳格に定める。

(学士課程・大学院課程共通)

(3) 教育の実施体制等に関する目標

○教育の質の向上、社会ニーズを考慮した教育の実現のため、全学の教育を統括する組織を構築する。これにより適正な人員配置、教育環境の整備、教育活動の評価を実施する協力体制を確立する。

①教員組織の編成方針

○高知大学の使命の主たる部分である教育研究の目標を達成するために、全学的な立場に立ち、合理的かつ効率的な教員配置を行う。

②教育環境の整備に関する方針

○新しい教育形態に対応した教育施設・設備を充実させ、学部の壁を越えた、教育施設の有効利用を図る。また、学生教育の立場にたつて、既存の施設・設備の見直しのシステムを設ける。

○教育と学事、学生生活の利便性を高めるために、高度情報化キャンパス、すなわち「e-キャンパス」化を進める。

③教育の質の向上及び改善のためのシステムに関する方針

○全教員の教育活動、成果について、統一した自己点検・評価システム（基準）を作り、教育の質の向上及び改善を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

○学生の快適な勉学環境、生活環境の整備並びに就職支援システムの充実を図り、学生への学習支援、生活支援及び就職・進路指導を強化する。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は、平成 15 年 10 月に旧高知大学と高知医科大学の統合によって、新しい高知大学として発足した。その際、両大学のそれぞれの理念、目的等を継承しつつ、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」（学則第 1 条）という新たな理念、目的を制定した。本学大学院の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献すること」（大学院学則第 2 条）と定めた。平成 16 年 4 月の法人化に際しては、それをそのまま継承した。

また、「中期目標」において、教育（人材の養成）、研究、地域・社会貢献、国際貢献の 4 点について、学則を具体化して、次のような基本目標を定めた。

『高知大学は南国土佐の自然と風土に学び、未来を展望した知の創造と学術の継承・発展を通して、人類の持続的発展と地域社会へ貢献することを使命として以下の目標を掲げる。』

1 高知大学は、21 世紀の知識創造社会で活躍できる人材の育成を進める。そのために、学部では、人文科学・社会科学・自然科学・生命科学にわたる総合的学識と深い専門的学識を身に付けさせ、かつ人間性、社会性に富み活力ある人材の育成に努める。大学院では、日本や世界が必要とする高度専門職業人の養成を図るとともに、特定の分野においては世界の学術研究をリードできる研究者を養成する。

2 高知大学は、基礎科学と応用科学の領域横断的研究を通じて社会に貢献する。地域の中核的総合大学として、総合的な学術研究基盤を維持発展させるとともに自然、文化などの地域特性を生かした研究を推進し、「資源探索・開拓」、「先端材料開発」、「人類環境共生科学」、「海洋コア」、「先端医療と高齢者医学」、「黒潮圏科学」及び「フィールドサイエンス」の各研究に特化した先端的で国際的な教育研究拠点を形成する。

3 高知大学は、地域における国立大学として、若い世代や国民のための斬新で魅力的な高等教育機会を提供しつつ、地域社会との産官学連携研究を推進・発展させることにより、持続的な地域社会の発展のための研究成果及び専門性に富む人材の供給基盤としての役割を果たす。

4 高知大学は、アジア・太平洋地域を始め世界の国々、特に発展途上国との教育研究協力活動を推進する。これらの国々の大学との研究交流、学生交流活動を推進する中で、世界の文化の発展に貢献する。』

本学は、人文学部、教育学部、理学部、医学部、農学部、の 5 学部、人文社会科学研究科、教育学研究科、理学研究科、医学系研究科、農学研究科、黒潮圏海洋科学研究科、（愛媛大学大学院連合農学研究科）の 6（7）研究科を有しているが、各学部、各研究科は、大学全体の共通の目的に従い、それぞれの持つ特性に応じて独自の目的、養成するべき人材像などを定めている。

そして、これらの目的等について、冊子、HP 等で大学構成員に周知するとともに広く社会に公表している。

以上のように、本学は、本学の目的について教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り明確に定めているとともに、学内構成員への周知を図り、あわせて広く社会に公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学の学士課程は、人文科学、社会科学、自然科学、生命科学にわたる総合的学識と深い専門的学識をもち、かつ、人間性、社会性に富み活力のある人材を育成することを教育目的として、人文学部、教育学部、理学部、医学部、農学部の 5 学部の下に、それぞれ学科あるいは課程を構成している。社会や学生のニーズに応え、新しい教育研究分野に柔軟に対応するために、平成 19 年度から、理学部は理学科、応用理学科の 2 学科へ、農学部は農学科 1 学科へと大括りの方向で改組し、より効果的な教育研究のあり方を求めて不断的努力を行って

いる。このように、学部及びその学科の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

教養教育については、全教員が協力して全学出動体制により行っており、全学組織の共通教育委員会がその運営にあっている。したがって、教養教育に係る実施体制は適切に整備され機能している。

大学院修士課程（博士前期課程）は、人文社会科学研究科、教育学研究科、理学研究科、医学系研究科、農学研究科に置かれ、学士課程から修士課程の一貫教育を通して、広い視野と実践力を備えた高度専門職業人の育成を行っている。

博士（後期）課程は、理学研究科、医学系研究科、黒潮圏海洋科学研究科に置かれている。農学研究科博士課程は、愛媛大学及び香川大学と連合農学研究科を構成している。

各研究科では、大学院の高度な専門教育と先端的な研究を行うに足る教員の陣容を備えており、修士課程（博士前期課程）及び博士（後期）課程の専攻の構成は適切なものとなっている。

全学的な教育研究施設として、総合教育センター、総合研究センター、国際・地域連携センター、総合情報センター（図書館）、保健管理センターの5センターと、全国共同利用施設の高知大学海洋コア総合研究センターを設置している。これらセンターの業務は、教育推進及び教育支援、研究推進及び研究支援、産学連携及び国際協力、情報収集の4大機能に関して、本学全体を横断的にサポートする役割を果たしており、本学の教育研究の目的を達成する上で適切な構成となっている。

全学レベルの教育活動に係る重要な組織として教育研究評議会を、各部局においては、教授会（センター連合教授会を含む。）を設置しており、本学の教育研究に関する重要事項を審議している。これらの教育研究評議会、各部局教授会は、随時に行われており、実質的な審議を通して教育活動に係る必要な活動を行っている。

学部と大学院における教育課程や教育方法等を検討する組織として、全学的には理事（教育担当）のもとに教務・専門教育委員会と大学院教務委員会が、各部局には学務（教務）委員会が置かれており、大学全体や各学部及び各研究科の教育課程や教育方法等に関して実質的な検討を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

本学においては、全学的な基本方針に基づき、すべての学部・研究科等が当該組織規則を定め、適切に教員組織を編成している。そして、学士課程及び大学院課程のすべての課程について大学設置基準及び大学院設置基準に定める教員数を確保しており、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員を確保している。本学の学士及び大学院課程の専任教員は、学部又はセンター等に所属し、教授、准教授、講師、助教が共通教育も含めた主要な授業科目を担当している。非常勤講師は、必要に応じて任用計画を策定し採用しており、共通教育と専門教育科目を担当している。また、本学独自に創設したエルダープロフェッサー制度を活用し、豊かな教育課程を実現している。学士課程における専任教員一人あたりの学生数は8.1名であり、大学院課程では0.8名である。また、共通教育については、全学出動体制としており、共通教育担当体制に基づきその教育課程を遂行するために必要な教員の担当責任体制が確保されている。

本学は、教員の新規採用において公募制を原則としており、年齢構成のバランスにも配慮した選考を実施している。任期制については、徐々にではあるが計画的に拡充しており、教員組織の活動をより活性化するために活用されている。また、すべての学部等において採用基準及び昇格基準を明確に定めており、それらの基準に従って、採用及び昇任時には、学士課程及び大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を適切に実施している。

教員の教育活動に関する定期的な評価については、教員自身による「総合的活動自己評価」と学生による授業評価を核として実施されている。その結果を教員自身にフィードバックし改善に資するなど、適切な取り組みがなされているといえる。

教育内容と研究活動の整合性については、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容と関連する研究活動がすべての部局等において十分に行われており、そのことは公表されているシラバス（本学 HP 参照：<http://www.jimu.kochi-u.ac.jp/syllsrch/select.asp>）と研究者総覧（本学 HP 参照：<http://www.jimu.kochi-u.ac.jp/~soran/index.html>）の研究業績との照合によって確認できる。

本学では、教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されている。また、TA等の教育補助者についても、実験や実習が多い自然科学系・生命科学系の学部において、積極的に活用されている。

基準 4 学生の受入

アドミッション・ポリシーが学部及び研究科ごとに明確に定められており、種々の手段により学内外に公表され、学外者とくに志願者に対して十分周知されている。学内関係者等に対しても各種刊行物、ホームページ等により周知を図っている。これらの取組みには入試関連の全学委員会、総合教育センター、各学部・研究科組織、事務により積極的かつ組織的に行なわれている。

入学後の勉学に支障をきたすことのないよう、教育内容を理解し、目的意識・勉学意欲と基礎学力を備えた学生を受け入れるべく、さまざまな選抜方法や学力試験とを組み合わせることで、多様な入学者選抜を行っている。編入学生、留学生、社会人等の受け入れに関しては、アドミッション・ポリシーに沿って、学力、志願者の特徴、意欲、目的意識、経験、経歴などを総合的に評価できるように工夫を凝らしている。また、研究科の入学者選抜においても、受験機会の複数化や多様な形態での入学者選抜、入学後の配慮として教育方法の特例や長期履修学生制度などを行っており、社会人や留学生の受入にも十分配慮している。

全学レベルから学部レベルにわたる委員会組織の整備により、各組織の役割、意思決定プロセス、責任所在の明確化等が担保されており、入試業務の透明性と公正性が保たれている。

学士課程の入学者選抜においては、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかを検証するための取組が行われており、それを入学者選抜の改善に役立てている。研究科においては、入学者選抜方法の改善のための体制作りが進行中である。

各学部とも入学者数が入学定員を若干上回った状況であり、いずれの年度においても適正な入学者を確保している。修士課程の一部において、入学定員の充足率がやや低いが、大学院全体としては概ね適正な充足率を維持している。

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

本学の学士課程教育は、初年次教育を行う「基軸科目」、幅広い知識を学び現代的問題を考える「教養科目」、専門基礎力を養う「基礎科目」からなる共通教育と、専門能力を修得する「専門科目」からなる学部専門教育によって構成される。教育課程は、学生が系統的かつ効果的な学修を行えるように授業科目が配置され、またこれらの授業科目が有機的に連携するように編成されている。

共通教育及び学部専門教育の授業の内容は、それぞれの授業科目が教育課程編成において持つ役割に沿ったものになっている。また授業内容には、教員の研究成果が積極的に反映されている。

本学では、学生のニーズや社会の要請にこたえて、学習指導に関して様々な工夫が行われた授業が多数開設されている。とりわけ、少人数の対話討論型授業、インターンシップ授業、フィールド型授業等を積極的に開設していることが本学の特徴である。これらの授業において、学生が主体的・自律的に学習し行動する事例が数多く見受けられる。特に現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された「課題探求能力育成型インターンシップ(CBI)」や南海地震の発生が予想される地域特性を踏まえて本学が独自に設定した「防災サポーター」

「防災インストラクター」資格認定制度は、学生のニーズや社会の要請に応えた特徴的な取組である。

学生の学習支援に関しては、全学統一シラバスの「授業時間外学習」「オフィスアワー」等の項目の記述、履修登録単位上限制度、アドバイザー教員制度、総合情報センターや総合研究棟自学自習室等を開放するとともに、人文学部「SOULS」などのオンライン学習支援システムを活用し、教員と学生、学生相互の意見交換を活発にするなど、学生の授業時間外学習を促進させる指導・支援を行っている。また、基礎学力が不足している学生に対して、共通教育及び学部専門教育において、各種の補習的授業を行っている。

成績評価は、各学部規則に基づき、各授業担当者が行っている。全体的な成績評価基準は履修案内に、また各授業の成績評価の基準と方法はシラバスに明記されている。卒業認定は、各学部規則が定める卒業要件に基づいて、教授会等において組織的に行われている。

<大学院課程>

大学院課程では、各研究科の教育目的・教育特性に則して、それぞれの研究科で体系的な教育課程を編成している。

大学院の授業は、ほとんど全てが少人数授業であり、実習・実験やフィールド型授業も多い。また教員の研究成果が積極的に授業に反映されている。

研究指導は、修士課程では、1名あるいは複数名の指導教員が定められているが、ほぼ全ての研究科において、実質的には複数教員による研究指導が行われている。博士課程では、複数名の指導教員により、きめ細やかな、また複眼的な研究指導が行われている。さらに、学位論文の作成にあたって、多くの研究科で中間報告会等が開催されており、多数の教員から多面的な指導が行われる機会も設けられている。

修了認定、及び学位の審査と認定は、大学院学則、学位規則、各研究科規則、学位論文審査規則等に基づいて、厳格に行われている。

基準6 教育の成果

教育目的の達成状況を検証する取組としては、各学部及び研究科においても委員会等を設置して教育成果の検証を実施している。また、全学就職委員会が中心となって、卒業生と卒業生受入企業等へのヒアリング調査を実施し、教育目的の達成状況を検証している。各学部や研究科における単位取得、進級、卒業（修了）の状況、及び各学部、研究科の教育目的に対応した資格取得・就職の状況等は、大学全体として概ね高い成果を上げている。卒業・修士論文では成績優秀者の割合が高く、内容・水準については、卒業、修士及び博士論文において、審査や論文発表会が行われており、特に博士（後期）課程にあつては国際会議での発表、国際的学会誌への掲載などを義務付けるなど質の高さを担保している。そのことは、各種学会賞の受賞にも反映されている。

学生による授業評価は、共通教育及び各学部で継続して実施されており、学生による授業評価も概ね良好であり、教育に関する満足度も肯定的評価の割合が高い。また、キャリア系授業の評価方法として、本学がNPO法人ETICと協働で、学生自身による自己分析ツールであるEIP（Entrepreneurial Internship Program）アセスメントを開発するなど、教育の成果と効果に関する測定方法の工夫も図っている。

全学的な就職などの進路状況は、ここ数年は安定した状況で推移している。平成18年度の場合、就職に関しては、文系学部でもかなり高い就職率と就職等の進路に対する積極性も高まっており、また大学院への進学状況から判断してもそれぞれの学部が目指す人材育成の方向での成果を上げている。

学部単位においては、人文学部、理学部、農学部で卒業生や就職先等の関係者を対象とした調査が実施され、学部教育が意図する成果について満足度の高い評価結果を得ている。また、キャリア系授業開発を目的に、学長を委員長、学外協力者21名を含む41名で構成する「CBI授業プログラムの協働開発委員会」は、本学の

教育理念や教育システム全般の相互理解を促進し、従来の社会からの一般的な教育成果に対する意見聴取に比べ、有意義な情報を得る仕組みとなっている。

基準 7 学生支援等

授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスは、全ての学部・研究科において実施され、有効に機能している。また、新入生必修の「大学学」やアドバイザー教員制度もガイダンス機能を果たしている。

学習や生活支援等に関する学生ニーズの把握については、学生生活実態調査を2～3年毎に全学的に実施し、調査分析結果を公表するなどして、学生支援の改善に役立てている。また、「アドバイザー教員制度」、「少人数演習授業の活用」、「学長と学生との懇談会」、「学生何でも相談箱」の設置などを実施し、学生の声を直接聴取している。

学習相談、助言は、全学的なオフィスアワーの設定やアドバイザー教員制度により対応している。また、学生の学習や生活に関する多様な疑問、不安、悩みなどの一次窓口として「学生何でも相談窓口」を設置し、適切な支援機関を紹介するなどのきめ細かな対応により問題の解決を図っている。

留学生支援については、総合教育センター修学・留学生支援部門が中心となって、ニーズの把握のための意見聴取や修学上の日本語教育を行うなど、全学的な支援体制を整えている。障害のある学生への支援についても、身体障害学生支援委員会を設置し、計画的に学習支援環境や体制の整備に努めてきているほか、所属する学科等が、別途支援組織を置くなど、学生の個別状況に配慮した支援を行っている。社会人学生についても、教育方法の特例や長期履修学生制度などの配慮を行っている。

学生の自学自習環境としては、今までの講義室の利用や総合情報センター（図書館）があるが、平成19年4月にオープンした総合研究棟は、1階に学生ラウンジ、自学自習室などを設け学生ゾーンとして21時まで開放し、学生の学習環境を向上させている。また、平成9年度より始めたノートパソコン必携への支援として全学規模で情報コンセント口を配備するなど、学生の情報処理環境は、全国的にみてもかなりの高水準で整備してきているほか、総合情報センター（図書館）の平日夜間及び土日開館なども行っている。

課外活動支援に関しては、学生生活サポート委員会と総合教育センター修学・留学生支援部門が協働し支援を行っている。本学独自のシステムとしてピア・サポートを目的とするS・O・S（Students' Organization for Self-help and Official Support：学生による自律的学内外活動サポート組織）システムがある。学生の申請に基づく多種多様な学生によるピア・サポート活動をS・O・Sとして幅広く認定し支援を行っている。

学生の健康相談、生活相談については、保健管理センターを中心に、全学的な支援体制が整っている。また、各種ハラスメントの相談等に対しては、倫理・人権・苦情処理委員会設置やセクハラ相談に応じる教職員の配置などの対策を講じている。また、留学生に対する生活支援は、総合教育センター修学・留学生支援部門が中心となって、留学生寄宿舎や学生寮の提供、民間施設利用時の機関保証制度などによる支援を行っている。障害のある者に対する支援も、全学のバリアフリー化といった計画的な整備に加え、入学者の状況に応じた整備も併せて行っている。

学生への経済的支援としては授業料免除制度、奨学金、学生寮の提供がある。奨学金については、農学部、医学部が独自に奨学金制度を持つほか、本学独自の「国際交流基金」を活用した留学生対象の奨学金制度も平成19年度より開始するなどの強化を図っている。

基準 8 施設・設備

本学は、高知市朝倉、小津及び南国市岡豊、物部の4キャンパスからなり、土地面積は2,140,487 m²であり、建物面積は265,191 m²である。朝倉、岡豊、物部の3キャンパスそれぞれに運動場、体育館、学生会館や保健管理センター等の厚生施設及び課外活動施設を有しており、目的に即した教育研究組織の運営及び教育課程の

展開には十分な規模である。また、各建物において、ユニバーサルデザインを取り入れ、自動ドア、スロープや車椅子対応トイレ等を設置しつつあり、バリアフリー対策は相応に行っている。

講義室、研究室、実験・実習室、演習室等の施設は、各キャンパスにおいて相応に設置しており、有効に活用している。しかし、経年による老朽化に伴う改修、耐震補強、バリアフリー化を含むアメニティーの改善、安全衛生対応の改修、施設の狭隘化解消のための共用スペースの創出等が課題となっており、計画的に整備を進めている。今後さらに耐震化等を進める必要があるが、より効果的に整備を行うための継続的な財源確保が課題である。

総合情報センター（図書館）は、各学部及び研究科の教育課程や研究内容に沿った収集方針に基づき系統的に相当数の図書等を所蔵し、学生や教職員等の用に供している。このほか、88台設置しているパソコンが授業時間帯以外自由に利用でき、さらには衛星を利用した同時・双方向性のメディア（SCS：スペースコラボレーションシステム）、コラボレーションルームやインターネット広場を設置している。また、自学自習や情報処理学習施設等として、祝日、振替休日及び年末年始を除き21時まで開館（医学部分館は午前2時までの自動入退館システム稼働）しており、学生・教職員の便宜を図り活用を促進している。また、同センターは、Gigabit Ethernetによる高速ネットワークを全キャンパスに整備し、学内の情報基盤を一元的に管理している。このネットワークを利用し、各キャンパス内に学生用情報コンセントが3,515口（①平成19年度在学生1.6人に1口に相当）設けられ、学生の自律的学習等を支援している（学部入学生のパソコン保有率：100%）。これらのことから、総合情報センター（図書館）は、学生・教職員から「メディアの森」との愛称で親しまれており、学生・教職員のニーズは十分満たしている。さらには、放送大学高知学習センターを併設しており、「メディアの森」は地域に対しても開放されている。

メインストリートを挟み隣接している総合研究棟では、1階部分を学生ゾーンとして、学生ラウンジ及び自学自習室3室を設け、全面的に学生に開放している。さらに、メインストリートやその一部である赤レンガ広場においては、学園祭として活用するほか、学生・教職員の交流を深める場として活用している。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育状況に関するデータや資料は、各学部及び共通教育委員会において継続的かつ適切に収集、蓄積されている。これらのデータ等は、全学的な教務電算システムによって全学的に管理されており、各部局での活用のための効率性が図られ、入試に関するデータは、学務部入試課において収集・管理されている。またそれらに加えて、前述のように教員個々の教育活動の包括的な実態についても、「教員の総合的活動自己評価」によって高知大学評価本部においてすべての教員のデータや資料が一括管理されている。

学生の意見聴取については、授業評価アンケートを中心として多様な取り組みがなされている。共通教育及びすべての学部において授業評価アンケートが実施され、その結果は各担当教員や関係組織にフィードバックされ、各種の改善活動に活用されている。また、「共通教育学生委員会」や「学生何でも相談窓口」の設置によって、直接に学生の意見を聴取する機会を保障している。

学外関係者の意見の反映については、すべての学部が、卒業（修了）生や就職先等の関係者等の学外関係者の意見を聴取することを実行している。その評価結果は、各種の教育改革・改善に反映されている。しかしながら、この全学的・統一的な取組が始まってまだ2年ということもあり、それを踏まえた改善・改革（反映）については、今後さらに充実・強化していく必要がある。

共通教育及び各学部は、自己点検・評価結果を検討し、教育改革に反映させるための委員会等の組織を有しており、評価結果を受けての教育活動や教育課程の改善や見直しの取組がなされている。また、個々の教員の評価結果に基づいての継続的改善については、現時点ではあくまでも自主性に委ねられているが、学生による授業評価や自己評価結果を授業改善に生かす仕組みが組織的に整備され、前述したようにすべての教員がその

努力を行っている。

全学及び各部局等で実施されているFD活動においては、授業評価等の各種アンケート結果や前回開催されたFDでのアンケート結果に基づき、テーマ設定がなされている。特に毎年一度開催される全学FDでは、学生や教職員のニーズを反映する仕組みがあり、企画段階から学生と共同して取り組んでいる点やテーブルディスカッション方式はファカルティ・ディベロップメントとして優れた側面を有している。また、相互授業参観の実施は、その意見交換会を通じて教員の授業改善に役立てられている。

基準 10 財務

本学は、国立大学時代に保有していた資産は、全ての出資を受けており、教育研究活動を安定して遂行できる相応の資産を有している。負債は順次償還を行っており、大学の運営を圧迫している状態にはない。借入金は、国立大学財務・経営センターからのものであり、文部科学大臣の認可を受けた「償還計画」に基づき償還を行っている。

本学の経常的収入は、国からの運営費交付金及び施設整備費補助金、授業料や入学金等の学生納付金、附属病院収入などの自己収入並びに外部資金などから構成されている。

主要な財源である運営費交付金は、毎年 1%削減されることから、学生納付金の安定的な確保を図るため、適正な学生数の確保に努めている。

附属病院収入については、先進医療を取り入れた高度・高品質な医療の提供に努めており、外来患者数、病床稼働率、高額手術件数等の増が顕著であり、平成 18 年度の診療報酬の減額改定(△3.16%)にもかかわらず、着実に増収を実現している。また、平成 18 年度から、債務償還経費と一般診療経費の合計額を上回る附属病院収入を確保する状況となるなど、経営改善係数(2%)のかからない健全な経営状態を実現、維持している。

また、科学研究費補助金等の外部資金の獲得についても、研究担当理事の下で、競争的資金獲得のため情報の収集及び提供を行い、その共有化を図る体制を講じている。

本学の教育研究等の目標を達成するため、その基礎となる財務を含む計画として「国立大学法人高知大学中期計画」及び「年度計画」を定めている。また、適正な資源配分を行うための予算配分については、予算編成方針を策定し、それに基づく予算配分基準を作成して、経営協議会の審議を経て、役員会で決定している。これらは、関係者に周知されている。

予算編成の基本理念は「①資源配分を通じた戦略的実現に向けた予算編成、②戦略達成のための誘因制度を組み込んだ編成、③戦略的意図を明確に学内に伝達できる編成、④国立大学法人会計原則、財務分析、コスト分析を反映させた予算編成」としている。

支出予算については、人件費・物件費・附属病院経費の区分けを行い、物件費・附属病院経費は、重点的経費と基盤的経費の別に所要額を計上し各部局へ予算配分を行っている。

財務諸表等は、文部科学大臣の承認後、本学財務課に一定期間備え置き、関係者に随時閲覧できる体制を講じている。同時に、HP 上でこれらの書類を公表しており、年度比較を行うなどわかりやすく解説を付して、学内外の関係者に閲覧できる体制を講じている。

財務に対する監査は、監事監査、会計監査人による監査、さらには本学の任意の組織である法人監査室の内部監査を計画的・定期的に実施している。いずれの監査結果も学長に報告し、関係部局に周知されている。

基準 11 管理運営

本学の管理運営組織は、役員会、教育研究評議会、経営協議会等を整備しており、適切な規模と機能を持っている。また、これらの組織を支援する事務組織についても、学長事務総括本部の下、必要な職員を配置している。

管理運営組織については、学長がリーダーシップを持って運営に当たっており、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

学生、教職員、学外関係者のニーズを把握し、そのニーズを適切に管理運営に反映するシステムが整っている。

監事による監査結果は学長に報告され、改善すべき事項について意見が述べられており、監事は適切な役割を果たしている。

役員は、管理運営のための各種セミナー等に参加している。このほか、管理運営に関わる教職員に対する講演会や研修等を実施しており、資質向上のための取組を組織的に行っている。

管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が明確に示されている。

大学の理念、目的、組織、諸活動に関するデータや情報は蓄積されており、大学の構成員が必要に応じてアクセスできる体制は整っている。これをさらに発展させ、より迅速に適切な意思決定できるように、データや情報を組織的・一元的に再編する必要がある、大学情報データベースの構築を検討している。

自己点検・評価に関しては、法人化後、外部者を構成員に含む評価本部が組織され、高知大学独自の教員個人評価システムを創設し具体的な評価活動が進められている。中期目標・中期計画に係る年度計画については、評価本部や学外委員を含む経営協議会において検証されており、自己点検・評価を適切に実施できる体制は整備され機能している。また、自己点検・評価の結果は、学内外に広く公表されている。

自己評価や外部者の視点を配した評価結果をフィードバックして、改善に結び付けるシステムは構築され活用されている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/daigaku/jiko_kochi_d200803.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準7	7-1-5⑧	障害のある学生関連新聞記事（2004.05.02. 高知新聞）
基準8	8-1-1⑫	高知新聞 「キャンパスを彩る光の芸術 電飾1万8000個 高知大学」